

平成 2 0 年

赤平市議会第 1 回定例会会議録 (第 1 日)

3 月 6 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 2 分 開 会
午後 3 時 0 5 分 散 会

○議事日程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告 (市長・教育長)
- 日程第 5 議案第 6 0 号 赤平市水道条例の一部改正についての委員長報告
- 日程第 6 平成 2 0 年度市政執行方針演説 (市長・教育長)
- 日程第 7 議案第 7 2 号 赤平市課設置条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 7 3 号 赤平市特別職の給与に関する条例及び赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7 4 号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 7 5 号 赤平市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 7 6 号 赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 7 7 号 赤平市共同浴場設置条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 7 8 号 赤平市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

- 日程第 1 4 議案第 7 9 号 赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第 1 5 議案第 8 0 号 赤平市土地開発公社定款の変更について
- 日程第 1 6 議案第 8 1 号 平成 1 9 年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 1 7 議案第 8 2 号 平成 1 9 年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 1 8 議案第 8 3 号 平成 1 9 年度赤平市老人保健特別会計補正予算
- 日程第 1 9 議案第 8 4 号 平成 1 9 年度赤平市土地造成事業特別会計補正予算
- 日程第 2 0 議案第 8 5 号 平成 1 9 年度赤平市下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 2 1 議案第 8 6 号 平成 1 9 年度赤平市霊園特別会計補正予算
- 日程第 2 2 議案第 8 7 号 平成 1 9 年度赤平市用地取得特別会計補正予算
- 日程第 2 3 議案第 8 8 号 平成 1 9 年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算
- 日程第 2 4 議案第 8 9 号 平成 1 9 年度赤平市介護保険特別会計補正予算
- 日程第 2 5 議案第 9 0 号 平成 1 9 年度赤平市水道事業会計補正予算
- 日程第 2 6 議案第 9 1 号 平成 1 9 年度赤平市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 7 議案第 9 2 号 平成 2 0 年度赤平市一般会計予算

日程第 28 議案第 93号 平成20年度赤平市国民健康保険特別会計予算
日程第 29 議案第 94号 平成20年度赤平市老人保健特別会計予算
日程第 30 議案第 95号 平成20年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 31 議案第 96号 平成20年度赤平市土地造成事業特別会計予算
日程第 32 議案第 97号 平成20年度赤平市下水道事業特別会計予算
日程第 33 議案第 98号 平成20年度赤平市霊園特別会計予算
日程第 34 議案第 99号 平成20年度赤平市用地取得特別会計予算
日程第 35 議案第 100号 平成20年度赤平市介護サービス事業特別会計予算
日程第 36 議案第 101号 平成20年度赤平市介護保険特別会計予算
日程第 37 議案第 102号 平成20年度赤平市水道事業会計予算
日程第 38 議案第 103号 平成20年度赤平市病院事業会計予算
日程第 39 報告第 7号 赤平市土地開発公社の経営状況について
日程第 40 報告第 8号 平成19年度定期監査及び財政的援助団体監査報告について

日程第 7 議案第 72号 赤平市課設置条例の一部改正について
日程第 8 議案第 73号 赤平市特別職の給与に関する条例及び赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
日程第 9 議案第 74号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 10 議案第 75号 赤平市後期高齢者医療に関する条例の制定について
日程第 11 議案第 76号 赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正について
日程第 12 議案第 77号 赤平市共同浴場設置条例の一部改正について
日程第 13 議案第 78号 赤平市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
日程第 14 議案第 79号 赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更について
日程第 15 議案第 80号 赤平市土地開発公社定款の変更について
日程第 16 議案第 81号 平成19年度赤平市一般会計補正予算
日程第 17 議案第 82号 平成19年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算
日程第 18 議案第 83号 平成19年度赤平市老人保健特別会計補正予算
日程第 19 議案第 84号 平成19年度赤平市土地造成事業特別会計補正予算
日程第 20 議案第 85号 平成19年度赤平市下水道事業特別会計補正予算

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期決定の件
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
日程第 5 議案第 60号 赤平市水道条例の一部改正についての委員長報告
日程第 6 平成20年度市政執行方針演説（市長・教育長）

日程第21 議案第 86号 平成19年度赤平市霊園特別会計補正予算

日程第22 議案第 87号 平成19年度赤平市用地取得特別会計補正予算

日程第23 議案第 88号 平成19年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算

日程第24 議案第 89号 平成19年度赤平市介護保険特別会計補正予算

日程第25 議案第 90号 平成19年度赤平市水道事業会計補正予算

日程第26 議案第 91号 平成19年度赤平市病院事業会計補正予算

日程第27 議案第 92号 平成20年度赤平市一般会計予算

日程第28 議案第 93号 平成20年度赤平市国民健康保険特別会計予算

日程第29 議案第 94号 平成20年度赤平市老人保健特別会計予算

日程第30 議案第 95号 平成20年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算

日程第31 議案第 96号 平成20年度赤平市土地造成事業特別会計予算

日程第32 議案第 97号 平成20年度赤平市下水道事業特別会計予算

日程第33 議案第 98号 平成20年度赤平市霊園特別会計予算

日程第34 議案第 99号 平成20年度赤平市用地取得特別会計予算

日程第35 議案第100号 平成20年度赤平市介護サービス事業特別会計予算

日程第36 議案第101号 平成20年度赤平市介護保険特別会計予算

日程第37 議案第102号 平成20年度赤平市水道事業会計予算

日程第38 議案第103号 平成20年度赤平市病院事業会計予算

日程第39 報告第 7号 赤平市土地開発公社の経営状況について

日程第40 報告第 8号 平成19年度定期監査及び財政的援助団体監査報告について

○出席議員 10名

1番	五十嵐 美知君
2番	若山 武信君
3番	谷田部 芳征君
4番	穴戸 忠君
5番	林 喜代子君
6番	北市 勲君
7番	太田 常美君
8番	植村 真美君
9番	獅畑 輝明君
10番	鎌田 恒彰君

○欠席議員 0名

○説明員

市長	高尾 弘明君
教育委員会委員長	田口 敏弘君
監査委員	小椋 克己君
選挙管理委員会委員長	壽崎 光吉君
農業委員会会長	野村 繁君
副市長	浅水 忠男君
総務課長	町田 秀一君
地域対策課長 兼財政課長	伊藤 寿雄君
税務課長	吉村 春義君
市民生活課長	栗山 滋之君
社会福祉課長	伊藤 嘉悦君
介護健康推進課長	實吉 俊介君
産業課長	菊島 美時君
建設課長	熊谷 敦君
上下水道課長	横岡 孝一君

会計管理者 下村 信 磁 君
消 防 長 中 村 高 庸 君
市立赤平総合病院
事 務 長 齊 藤 幸 英 君

教 育 教育長 渡 邊 敏 雄 君
委員会
" 教育課長 目 黒 雅 晴 君

監 査 事 務 局 長 保 田 隆 二 君

選挙管理委員会
事 務 局 長 町 田 秀 一 君

農 業 委 員 会
事 務 局 長 菊 島 美 時 君

○本会議事務従事者

議 会 事 務 局 長 福 島 賢 一 君
" 庶務係長 野 呂 律 子 君
" 議事係長 渡 邊 敏 一 君

(午前10時02分 開 会)

○議長(鎌田恒彰君) これより、平成20年赤平市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、5番林喜代子さん、9番獅畑輝明君を指名いたします。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から21日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から21日までの16日間と決定いたします。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長(福島賢一君) 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は33件であります。

委員長から送付を受けた事件は1件であります。

監査委員から報告のあった事件は1件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成19年第4回定例会以降平成20年3月5日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監査委員報告書の概要を記載してございます。

本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。高尾市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 初めに、市政報告の冒頭に当たりまして、名誉市民、新川柳作氏のご逝去につきましてご報告申し上げます。エース株式会社取締役相談役、故新川柳作氏におかれましては、去る1月17日午後2時13分、肺炎によりお亡くなりになりました。享年92歳でございました。ご承知のとおり氏は、昭和15年、大阪市にてかばん製造、卸業を開業され、昭和25年、株式会社柳商店を設立、昭和38年にはエース株式会社に社名変更し、昭和63年3月よりエースグループの取締役相談役としてご活躍されておりました。昭和46年に雄別茂炭鉱跡地に赤平工場を建設され、以来工業都市赤平の牽引的役割を担っていただいたところであります。また、昭和61年より平成12年まで15年の長きにわたり全道規模のスキー滑降競技であるエースカップ滑降競技大会を主催され、スポーツ振興に貢献されるとともに、昭和59年から今日まで市内各小学校に毎年図書を贈呈され、エース文庫の名称で児童生徒に親しまれるなど多岐にわたる分野において市政の振興と発展のため多大な貢献を賜りました。これらの多くの功績をたたえ、平成13年には赤平市名誉市民の称号を授与されました。ここに改めまして、ご生前のご功績に感謝申し上げますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、前定例会以降の市政の概要につきましてご報告申し上げます。

初めに、行財政改革について申し上げます。昨年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立し、その後12月に財政再生基準となる指標が示され、本市においては市立病院の不良債務や国民健康保険の累積赤字等の問題から連結実質赤字比率が

財政再生基準を大幅に上回り、市民の皆様には大変ご心配をおかけしておりました。しかし、国による公立病院特例債や道の短期貸付金の低利融資、そして職員人件費の大幅な削減に加え、議員報酬、特別職給料の削減、公共施設の休止、公共事業の先送りなど本市の自助努力によって財政再生団体入りを回避できる赤平市財政健全化計画改訂版の素案を策定することができました。今日に至ったのは、やはりこれまで議会や市民の皆様、そして職員が痛みを伴いながらも、まさに聖域なき改革であるあかびらスクラムプランと赤平市財政健全化計画を実行してきたことが大変大きな糧となり、実を結んだものであります。また、最大の課題となっておりました病院問題につきましては、1月16日に医師会等の団体代表者及び市長、院長によって、これからの市立赤平総合病院のあり方を考える検討会議を設置いたしまして、3回にわたる会議によりまして、当面平成20年度の病院体制の指針をまとめてまいりました。今後におきましては、3月10日から16日にかけて赤平市財政健全化計画改訂版の素案について住民説明会を開催し、さらに議会からのご意見等を賜りながら最終プランを完成してまいります。

次に、空知産炭地域総合発展基金の活用について申し上げます。平成18年度の産炭地基金問題の解決と産炭地域振興臨時措置法の激変緩和措置期間が平成18年度末をもって終了することから、短期集中的に産炭地域に残された諸課題を一掃し、地域対策への移行を確実なものとする観点から、基金の取り崩しが認められているところでございます。基金を取り崩せる内容といたしましては、基盤整備事業と新産業創造等事業に区分され、基盤整備事業につきましては地域振興に真に必要なとする公共事業に対し、4分の3以内の助成、新産業創造等事業については民間事業者等が行う新たな産業の創造等並びに地域振興に付する事業に対し、3分の2以内の助成が受けられるものであります。平成19年度におきましては、基盤整備事業として住環境整備、道路整備、観光施設整備、教育環境整備、医療施設整備事業に対

し、2億6,360万円の助成、新産業創造等事業としては市内企業9社に対し、1億9,660万円の助成が決定いたしました。今後におきましても地域振興及び経済振興のため財政状況を勘案しながら基金の有効活用に努めてまいります。

次に、医療保険制度について申し上げます。新たな医療保険制度であります後期高齢者医療保険制度及び健診事業の強化を目的とする特定健診、特定保健指導事業がスタートします。これらの新事業の実施に向け、市広報紙等による制度や事業内容などの周知に努めているほか、現在対象者に対する保険証の切りかえや健診率向上を図るため関係機関との調整を行うなど、本年4月からの新制度開始に向け、万全を期してまいります。

次に、福祉灯油について申し上げます。灯油価格高騰による市民生活等への影響に対する緊急緩和対策といたしまして、高齢者、重度身体障害者、母子世帯などを対象に1月7日に案内を発送、1月9日より申請を開始し、1世帯当たり3,000円の福祉灯油購入助成券を交付してまいりました。当市の財政状況を踏まえ、二十数件の申請辞退の申し入れを受けた状況もございりますが、2月29日の使用期限を終え、最終的に実績といたしましては、交付が1,210件、交付率が79.6%となっております。

次に、市道の除排雪作業の状況について申し上げます。ことしの冬は、暖冬であった昨年と比べ、特に2月に入ってから厳しい寒さが続きましたが、2月末現在の降雪量累計は約10.3メートルと昨年同時期とほぼ同様な状況にあります。また、積雪については58センチメートルと、昨年同時期と比較すると、28センチメートルほど多い状況にあります。これについても平年並みで比較的過ごしやすい冬となっております。このため市道の除排雪作業の出動回数もほぼ昨年並みとなっている状況であります。今後も引き続き交通の安全確保や通勤、通学、通院などに支障を与えぬよう有効かつ効率的な除排雪作業を心がけてまいります。

次に、こんばんは市長室について申し上げます。

昼間働いている方や大勢の中で話すことが苦手な方、直接市長と話をしたい方などのために、毎月最終月曜日の午後6時からこんばんは市長室を開設しております。本年度のこれまでの実績といたしましては、7名の市民の方々にお越しいただき、まちづくりや行財政改革、福祉など行政全般にわたるご提案やご相談を受けております。今後におきましてもお互いに語り合い、相互理解を深め、情報を共有し合う観点から、引き続きこんばんは市長室を開設してまいります。

次に、交通安全について申し上げます。昨年における交通安全運動は、5月の春の全国交通安全運動に始まり、4期40日間にわたり実施したところであります。これまでご支援、ご協力いただきました関係団体並びに町内会など多くの皆様に心より感謝申し上げます。昨年北海道は、交通事故死全国ワーストワンの3年連続返上を目指し、道民及び関係機関、企業など多くの皆様が地域、職域、学校及び家庭において交通安全に取り組んでいただき、結果として道内における交通事故による死者は286人で平成18年と比べ、9人の増ではありましたが、交通事故死全国ワーストワンを3年連続で返上することができました。なお、本市においては事故件数が27件で前年より4件減少し、交通死亡事故につきましてはとうとい人命を失うことなく、去る1月13日に交通事故死ゼロ1,000日を達成したところであります。この間多くのご尽力をいただいた市民の皆様方に改めて感謝を申し上げる次第であります。本年も引き続き交通死亡事故抑止に重点を置き、各交通団体並びに町内会や市民の皆様の一層のご協力をいただき、市民一人一人が交通安全運動に積極的に参加する意識を高め、交通事故防止に努めてまいります。

次に、消防行政について申し上げます。初めに、火災予防歳末特別警戒について申し上げます。歳末の繁忙期を迎え、各種災害の多発が予想されることから、消防団については12月26日から30日までの5日間午後7時から10時にかけて火災予防歳末特別警戒を各分団が担当し、それぞれの管轄区域の夜間警

戒パトロール並びに防火広報を実施いたしました。また、女性消防団員におきましても防火チラシ等の配布を行い、市民に対し、火災予防啓発を行ったところであります。

次に、消防出初め式について申し上げます。新春恒例の赤平市消防出初め式を1月7日に赤平市交流センターみらいを会場として、平成20年の無火災と地域住民の安全及び消防人の防火、防災への決意と士気高揚を図ることを目的に、消防職、団員を合わせ80名の参加のもと市内外から多くの来賓を迎えて挙行いたしました。また、長年にわたり消防団活動に活躍された消防団員に対しまして、北海道知事ほか消防関係団体より表彰状等の伝達が行われ、その功績がたたえられたところであります。

次に、赤平市水防計画について申し上げます。水防法に基づき、本市の水防事務の円滑な実施を推進する水防計画につきましては、水防法の一部改正等を踏まえ、地域防災計画と同様に一昨年より北海道との修正協議を進めてまいりましたが、昨年12月20日付をもちまして、北海道知事より異議のない旨の通知を受け、赤平市水防計画の修正を終えたところでございます。今後洪水などの水災が発生した場合、または発生のおそれのある場合には本計画を活用し、被害軽減に努めるとともに、迅速に対応できる体制を整えてまいります。

最後に、火災報告及び工事の進捗状況につきましては別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 次に、教育行政について報告を求めます。渡邊教育長。

○教育長（渡邊敏雄君）〔登壇〕 前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育関係について申し上げます。平成20年度における小中学校の児童生徒数及び学級編制であります。小学校につきましては生徒数が531名となり、平成19年度と比較して1名の減になります。学級編制につきましては、住友赤平小学校の

4年生、5年生で16名となり、複式学級となります。同じく平岸小学校の3年生、4年生でも12名で複式学級となりますが、全体では平成19年度と同じ31学級となる見込みであります。中学校につきましては、生徒数が284名で昨年より25名の減となり、学級編制では平成19年度から増減はなく、12学級となる見込みであります。また、特別支援学級につきましては、小学校が4校で児童数は8名の見込みであり、平成19年度と比較しますと、児童数は1名の減となり、学級編制では昨年と同じ8学級の見込みであります。中学校につきましては2校で、生徒数は7名の見込みであり、平成19年度と比較しますと、生徒数は1名の増となり、学級編制では1学級増の5学級となる見込みであります。

次に、赤平幼稚園についてであります。入園希望者と合わせて、3歳児14名、4歳児33名、5歳児50名の計97名で、昨年度と比較しますと、29名の減となります。

次に、赤平高等学校の入学出願状況について申し上げます。赤平高等学校への入学志願者の確保につきましては、前定例会で報告をさせていただきましたが、平成20年度の入学志願者は定数40名に対し、36名となったところであります。道教委が昨年9月10日に発表いたしました平成20年度から22年度までの公立高等学校配置計画において、学級増減や再編整備など赤平高校につきましては影響はありませんでした。しかし、配置計画の変更として配置計画を策定した後急激な中学校卒業生の増減や生徒の進路動向に大きな変動が生じた場合、通学区域における中卒者の進路動向等を見きわめて、毎年度再検討することとしております。今後とも赤平高校存続のため志願者確保に向け、さらなる努力をしなければならないと考えているところであります。

次に、1月30日に実施された教職員の争議行為について申し上げます。北海道教職員組合は、教職員の給与削減と査定昇給制度導入の反対を目的として1月30日、勤務時間終了前1時間のストライキを行いました。道教委は、争議行為は地方公務員法で禁

止されている違法な行為であるにもかかわらずストライキに参加したことは極めて遺憾であり、処分を科さざるを得ないとのことから、市教育委員会としては2月19日に教育委員会を開催し、争議行為に参加した学校職員の処分内申について協議をし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に従い、道教委に対し、処分内申を行ったところであります。道教委は2月27日、道教育委員会を開催し、正式に処分を決定し、本市におきましても争議行為に参加した70名の教職員に対し、2月28日付で処分辞令書を交付したところであります。

次に、社会教育について申し上げます。初めに、1月13日、交流センターみらいで行われました平成20年赤平市新成人を祝う会であります。93名の新成人が出席し、本年も静粛なうちに式典がとり行われました。

次に、青少年関係の行事について申し上げます。第29回青少年健全育成百人一首大会が1月19日、ふれあいホールで行われ、小中学生10チーム44名の子供たちが参加し、熱戦を繰り広げました。その結果、それぞれの優勝、準優勝した4チームが2月2日、深川市で行われた第11回全道子どもかるた大会空知地区予選大会に参加したところであります。

次に、小学生男女による第38回青少年健全育成冬季スポーツ大会ミニバスケットボール大会が1月26日、旧赤平小学校、中央中学校体育館において行われました。男女12チーム106名の子供たちが対戦し、元気いっぱいなプレーをしておりました。

次に、平成19年度赤平市青少年善行表彰について申し上げます。毎年赤平市青少年問題協議会において各団体より推薦をいただき、団体、個人に対し、表彰することとしておりますが、19年度の表彰式を2月8日にとり行い、3団体、3個人を表彰いたしました。

次に、みらい祭りについて申し上げます。昨年度までの公民館まつりにかわる第1回みらい祭りが2月23日、24日に交流センターみらいで行われました。写真などの展示部門や日舞、歌謡などの芸能部門を

鑑賞し、関係者はもとより多くの市民にも参加をいただきました。

次に、公民館活動について申し上げます。第4回冬休み！オリジナルイラスト・絵画展の表彰式が2月9日、東公民館で行われ、創造的な個性を発揮した195点の応募作品から79名の入賞者が選ばれ、表彰をいたしました。

次に、東公民館機会事業であります。12月21日にマイしめ縄づくりが行われました。また、東公民館講座としては、1月25日から3月14日までの8回ヘルシーアラカルト講座が行われております。また、公民館活動の成果を発表し、活動交流をする第24回東公民館まつりが3月1日、2日に東公民館で開催され、みらい祭りと同様に多くの市民に参加をいただいたところであります。

以上、教育行政の概要についてご報告を申し上げますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第5 議案第60号赤平市水道条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。社会経済常任委員長、宍戸忠君。

○社会経済常任委員長（宍戸忠君）〔登壇〕審査報告を申し上げます。

平成19年12月11日に社会経済常任委員会に付託されました議案第60号赤平市水道条例の一部改正について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成20年2月12日、22日、委員会を招集して審査をいたしました。

委員会の決定は、可決であります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第60号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告どおり決定されました。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第6 平成20年度市政執行方針演説を行います。市政執行方針演説について、高尾市長。

○市長（高尾弘明君）〔登壇〕I はじめに

平成20年赤平市議会第1回定例会の開会にあたり、市政執行に関する私の所信を申し上げ、市議会議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、平成20年度は本市にとりまして、地方自治の堅持、まちの再生に向けた正念場の一年となります。

様々な課題が山積し、有史以来の苦境に立たされている極めて重要な時期に、昨年、赤平市長として2期目のスタートを切り、重大な任務を託されていることに対し、責任の重さを痛感すると共に、私自身、全精力を傾注する決意であります。

さて、今日に至った財政悪化の要因を振り返りますと、基幹産業であった炭鉱閉山によって、雇用の場を失った家族らが相次いでマチを離れ、鉱産税をはじめとする市税等が激減する中、一方では、閉山対策として、産業振興や生活環境整備などに多額の費用を要してきました。

また、近年になって、国の三位一体改革の影響による地方交付税の大幅な削減、そして、平成18年度には、産炭地域総合発展基金からの借り入れが不適切と指摘されたことにより、13億5千万円を一括償

還したこと。さらに、これまで解決できずにきた市立病院の不良債務、国民健康保険の累積赤字、花卉園芸振興公社の貸付金の問題など、予想できない情勢の急速な変化と共に、財政見通しの甘さを反省しなければなりません。

しかし、平成18年度に策定した「あかびらスクラムプラン」及び平成19年度の「赤平市財政健全化計画」を基本に、これまで進めてきた様々な改革が、非常に大きな財政効果を生む結果となり、国による公立病院特例債、道による一時借入金の低利融資、そして、当市の人件費をはじめとするさらなる自助努力によって、平成20年度決算以降における「連結実質赤字比率」改善、財政再生団体入りを回避する「赤平市財政健全化計画（改訂版）」を策定することができました。

平成20年度は、本計画を着実に推進していくことは当然のことながら、地方交付税をはじめ、自助努力だけでは解決できない不確定要素も多分にあり、国の動向に注視しつつ、常に緊張感をもって、十分なチェック機能と一層改革に向けた取り組みを進めてまいらなければなりません。

さて、一方まちづくりについてであります。地方自治体は、地方分権を背景に大きな変革期の最中にあります。道州制や支庁制度改革、事務・権限移譲、市町村合併など、こうした時代の変化は、将来あるべき自治体の姿として否定するものではありませんが、財政基盤の確立が優先すべき課題となっている本市としては、理想と現実が乖離している状況であります。

しかし、特に市町村合併問題については、合併新法が切れた後に、人口規模の小さなマチから、相当の権限が失われることが懸念されており、地方自治の確立に向けしっかりと時期を見極め、議会や市民と議論を重ね慎重を期して対処してまいらなければならないと考えております。

また、「あかびらスクラムプラン」を契機として、市民自ら頑張る意欲と活動の輪が着実に広がりつつあります。

昨年は、赤平名物発掘に向けた「赤平の食を考える会」、炭鉱資料をDVD化した「炭鉱資料収集保存会」、この他にも新しい団体が発足するなど、自主的な市民活動団体が増えてきております。

私は、市長に就任して以来、今日まで一貫して「まちづくりの主人公は市民である」と申し上げてまいりましたが、こうしたまちづくり活動こそ、私が目標とする協働姿勢の一つであります。

何よりも人的資源は、マチの宝であり財産であります。本市には、約14,000人という各々が特色を持った種があり、その芽を生むきっかけ作りが行政の役割で、大切に育て開花させるのは、市民自身の手によるものであります。

市民と行政のこれまでの壁を払拭し、共に歩み寄り、理解し合える関係を築きあげることで、「あかびらスクラムプラン」の早期実現に向けた取り組みを進めてまいります。

また、第4次赤平市長期総合計画は、本来、平成19年度をもって終了となりますが、平成19年度中は財政再建に向けた対応に集中せざるを得ず、残念ながら将来のまちづくりについて、議会や市民の皆様と具体的な議論を交わすことができませんでした。平成20年度は皆様と十分に語り合い、知恵を出し合いながら、平成21年度中に新たな総合計画をスタートするよう進めてまいります。

以下、平成20年度につきましては、「第4次赤平市長期総合計画」を継承しつつ、「あかびらスクラムプラン」及び「赤平市財政健全化計画（改訂版）」等の緊急プランを基本として、5つの柱を掲げ市政執行に努めてまいります。

Ⅱ 主な施策

1 すこやかで安心して暮らせる社会をつくりましょう

市民が安全で安心して暮らすことのできる社会を築くには、保健・医療・福祉・防災の充実を図りながら、自分の健康は自分で守りつつ、共に地域で支え合い生きていくことが大切であります。

保健事業につきましては、平成18年3月に策定し

た「栄養」「運動」「生きがい」の3つをテーマとした「赤平市健康増進計画」、及び昨年2,000名を超える市民の皆様にご協力いただいた健康づくりアンケートの結果に基づき、市民の健康保持と生涯の生きがいや満足感を高めることを目的とした各種事業の展開を進めてまいります。

このため、平成20年度については、NPOと行政の共同によって、健康サポーターの育成に取り組むと共に、健康づくり推進協議会の「たばこ対策にかかる提言書」に基づき、滝川保健所と連携を図りながら、事業活動を進めてまいります。

また、特定健診、特定保健指導、各種ガン検診、健康相談や各種健康教室などを実施し、疾病予防、早期発見、早期治療に努めてまいります。

地域包括支援センターにつきましては、本市における総人口に占める高齢者の割合が35%を超えている状況から、「老人保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」に基づき、医療・福祉等の関係機関と連携し、介護予防や相談業務など、「地域支援事業」を含む総合的な高齢者施策を推進してまいります。

介護保険事業につきましては、高齢者保健福祉計画と併せ、適正なる介護保険サービス・給付を確立するため、平成20年度に策定委員会を設置し、平成21年度から平成23年度までの第4期となる新たな介護保険事業計画を策定し、自立した安定的な介護保険の運営を目指してまいります。

また、平成20年度からスタートする「特定健診」の事後フォローとして、生活習慣を改善し、対象者が自ら課題を認識して健康的な生活を維持・予防するための保健指導を行い、特定健診受診率の向上に努めてまいります。

市立赤平総合病院につきましては、市民の命と健康を守る大変重要な施設であります。しかし、これまでの不良債務が、新たな財政健全化法における連結実質赤字比率に影響を及ぼし、財政再生団体入りを回避できるか否かの大きな要因となっております。

財政問題だけでは方向付けられない様々な課題を抱えておりますが、今後も市立病院を存続していく

ためには、規模縮小は避けられず、平成19年9月に総務省から経営アドバイザーを派遣していただき、12月には患者を含む市民アンケートを実施、平成20年1月には、医師会等の関係団体代表者と市長及び院長で構成する「これからの市立赤平総合病院のあり方を考える検討会議」を設置し協議を進めてきたところであります。

これらの意見や協議結果を基に、平成20年度は一般病床を160床から120床に、療養病床を現状のままの60床、皮膚科、産婦人科を新たに休止し、単年度の経常収支の均衡を図るよう努めてまいります。

特に、病院経営にあたっての最重要課題は、医師・看護師の確保であります。地域医療の確保はもとより、病院事業の経営面においても極めて大きな影響を及ぼすことから、引き続き3医育大学、北海道医療対策協議会、地域振興財団等への派遣要請や公募を行い、さらに、地域医療連携による医師派遣を受けながら、医師確保に努めると共に、人件費削減など厳しい情勢下にあります。看護師確保についても最大限努力してまいります。

また、平成19年度の透析室の拡張並びに人工透析装置の増設に伴い、積極的な患者の受入れによって、患者の療養環境の向上を図りながら、医業収益の増収に努めてまいります。

さらに、地域医療及び広域医療のあり方につきましては、今後益々、救急医療をはじめ医療連携の強化が必要となってくるため、国の公立病院改革ガイドラインや道の自治体病院広域化連携構想などを参考としながら、引き続き「これからの市立赤平総合病院のあり方を考える検討会議」で議論し、指針を策定したうえで、平成21年度以降の方向性を決定してまいります。

一方、不良債務の解消にあたっては、平成20年度に国の公立病院改革ガイドラインに基づく市立病院の改革プランを策定し、公立病院特例債の借入れを見込むと同時に、毎年、一般会計から不良債務解消分として1億5千万円を繰り出すことによって、計画的な解消に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、構造的な問題や高齢化などにより、特に過疎地域は大変厳しい財政状況にあります。健康増進運動や検診による早期発見などに努めながら、市民が安心して医療が受けられるよう安定的な事業運営に努めると共に、根本的な国民健康保険制度の改革に向け、引き続き国・道に対して要請してまいります。

また、レセプト点検による多受診または重複受診者を把握した上での適正受診や生活習慣病予防のため、保健師及び栄養士の訪問指導を行ってまいります。

一方、累積赤字の解消にあたっては、毎年、一般会計から1億5千万円を繰り出すことによって、計画的な解消に努めてまいります。

高齢者福祉につきましては、特に高齢化が顕著である本市にとって、高齢者が住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らせるよう努めなければなりません。そのため、関係機関や地域との連携を図りながら、緊急体制や生活支援などの充実と努めると共に、健康や生きがい活動を実践する各種団体に対し支援してまいります。

障がい者福祉につきましては、障害者自立支援法の成立により、障がい者を取り巻く環境は大きく変化しており、ノーマライゼーションの理念の普及と社会環境等の変化に対応できる「赤平市障害者基本計画」に沿って、地域福祉の向上を図りながら、障がい者の立場にたった福祉サービスの提供に努めてまいります。

また、人工肛門や人工ぼうこうのストーマ装具を利用されている方が、安心して外出できるよう、交流センターみらいに蓄尿袋等の処理ができるオストメイト対応トイレを設置してまいります。

児童福祉につきましては、急速な少子化の進行が社会問題となっておりますが、本市においても同様の傾向にあり、将来への影響が懸念されます。未来を担う子どもたちは、地域の宝であり、「次世代育成支援対策地域行動計画」に基づき、子どもたちが健やかに生まれ育つ社会づくりを推進していかなく

ればなりません。

子どもや子育て家庭を支援するため、「要保護児童対策地域協議会」を中心として、児童虐待などの早期発見や迅速な対応に努めるほか、地域の子育てのパワーアップに向け、「せわずき・せわやき隊」の隊員拡大やPRに努め、地域や関係機関との連携強化を図ってまいります。

また、景気低迷による共働きや女性の社会進出の増加、就労形態の変化によって、少子化の時代にあっても、保育所を利用する子どもは多い状況です。保育料の適正化を図ると共に、低年齢児・一時・障害児・延長保育などの特別保育を実施し、多様化する保育ニーズに応えてまいります。

子育て支援センターにつきましては、育児相談や集団性を育む親子あそびなど、地域全体の育児支援を図ると共に、発達支援センターとしての機能充実に努め、児童館・児童センターについては、昼間保護者のいない家庭の児童の健全育成と地域の子育ての場となるよう環境づくりを進めると同時に、小学校区を単位とした児童館整備を図るため、赤平児童館及び住友児童館を統合し、子どもたちの交流拡大や機能の充実に努めてまいります。

母子寡婦福祉につきましては、子育てと生計の維持を一人で担わなければならない母子家庭等の就労支援を図るため、母子家庭等高等技能訓練促進事業及び母子家庭等日常生活支援事業を引き続き実施するほか、生活の自立や養育に必要な支援と相談・指導に対応してまいります。

地域防災につきましては、近年、全国各地において、地震・台風・集中豪雨等による災害が多発しており、改めて災害に対する危機管理あるいは防災対策の充実が求められております。

国の動向に注視しつつ、随時、地域防災計画の修正を加え、迅速かつ効果的な活動を実践できる防災体制の確立に努めてまいります。さらに、本年6月に滝川市で開催される石狩川水防公開演習に参加し、災害に対する対処能力の強化を図ってまいります。

消防につきましては、年々複雑多様化し消防需要

は増大する傾向にあり、専門的知識・技術や豊富な経験が求められることから、職員のさらなる知識や技術の向上を図り、市民生活の基盤となる安全性の確保に努めてまいります。

また、国の基本指針に基づき、道から「北海道消防広域化推進計画」が示されることとなっており、広域化の枠組みとなる市町村と検討を進めてまいります。

火災予防につきましては、家庭や事業所等における火災予防の周知徹底を図ると共に、一般住宅や共同住宅への火災警報器の設置を促進してまいります。

消防団につきましては、消防・防災の中核的役割を担っておりますが、団員の高齢化や就業環境の変化等により、団員数の減少が懸念されるため、消防団活動の重要性を啓発すると共に、環境整備に努めてまいります。

予防行政につきましては、民間防火組織である「赤平市幼少年婦人防火委員会」及び「赤平市防火安全協会」の有機的な活動を推進し、防火思想の普及と防火意識の高揚に努めてまいります。

砂防対策につきましては、桜木町地区における斜面の一部の地すべり対策事業として、引き続き道に対して整備促進を要請してまいります。

治水対策につきましては、空知川河川整備計画に基づき、平成19年度から河川の氾濫を防ぐため、国により堤防を拡築する事業が行われており、引き続き事業の促進を要請してまいります。

交通安全につきましては、子どもや高齢者をはじめ、市民を交通災害から守るため、交通安全教育及び市民参加による全市的な交通安全運動を積極的に展開すると共に、施設整備の充実に努め、交通環境の向上を図ってまいります。

2 大地に根ざしたたくましい産業をつくりましょう

わが国の経済は、戦後最長の景気拡大期にあると言われておりますが、北海道においては未だその実感に乏しく、本市でも多くの企業が縮小や合理化を余儀なくされている中、経営安定のため最大限の努

力を続けております。

工業につきましては、優れた技術力と個性を活かした新技術開発などに設備投資を必要とする企業を支援するため、空知産炭地域総合発展基金の有効活用を図りながら、企業振興に努めてまいります。

さらに、北海道や中小企業基盤整備機構並びに北海道産炭地域振興センターなどと連携しながら、引き続き企業誘致に取り組むと共に、市内企業の経営安定化や雇用拡大を図るため、企業振興促進事業によって、引き続き支援してまいります。

商業につきましては、近隣市への大型店の進出に次いで、本年市内でも2件目の大型ストアの建設が計画されており、地元商店街に対する影響が懸念されます。

高齢者比率が高い本市にとりましては、身近な場所に店舗があつてこそ生活を支えられる地域も存在するため、商工会議所などの関係機関や団体と連携を図りながら、きめ細かなサービスを提供できる地域密着型の商店づくりに努めてまいります。

また、魅力あふれる商店街の顔づくりとして、店舗近代化促進事業の推進や中小商工業者に対する融資・利子補給制度などを継続してまいります。

農業につきましては、農業の基盤となる水稻の「売れる米作り」を推進すると共に、農業者の経営安定に向けた麦・大豆等の土地利用型作物及びほうれん草・花卉等の施設園芸作物の振興を図るため、農業者や関係団体等と一体となった取り組みを進めてまいります。

また、「水田・畑作経営所得安定対策」に対応できるように、各農家に対して周知を図るほか、「Yネットあかびら」などと連携し、将来を担う若手農業者への支援に努めてまいります。

林業につきましては、自然環境保全と林業振興を図るため、緑資源機構分収造林事業及び21世紀北の森づくり推進事業に取り組むと共に、森林整備地域活動支援交付金事業を活用し、引き続き森林整備保全に努めてまいります。

さらに、広域基幹林道エルム線を整備することに

よって、本市と滝川市を広域的に結び、木材の搬出及び森林保養施設等の利便性を向上し、林業の振興を図ってまいります。

農業・商業・企業の三者と連携を図りながら、市民に対する地場産品の認知と地産地消や顧客拡大に向け、（仮称）「産業フェスティバル」の開催について、引き続き検討してまいります。

観光につきましては、景気低迷や余暇ニーズの変化などにより、エルム高原施設の利用者は減少傾向にあります。平成18年度からの指定管理者制度による契約も、平成20年度が最終年となるため、一層、民間の発想の中から効率性や効果性を求めていただき、集客の拡大を図ってまいります。

また、補助金の廃止等によって、イベント開催に向けた財源対策が極めて厳しい状況となりましたが、今こそ市民の創意と工夫が大事な時期であります。個性的で魅力あふれる「火まつり」「らんフェスタ」のビッグイベントを継続するため、人的支援などによって協力してまいります。

赤平花卉園芸振興公社につきましては、胡蝶蘭の生産販売によって「花のまち赤平」のイメージアップに大きく貢献してまいりましたが、低価格競争や燃料費高騰などが影響し、今日まで行ってきた経営改善の努力も限界に達しており、これ以上の施設存続は不可能であると判断し、引き続き民間への売却に最大限努め、花卉園芸振興公社については、平成20年度中に整理してまいります。

建設業につきましては、財政状況が厳しく、公共事業を大幅に縮減せざるを得ない状況となりましたが、地域経済や雇用対策として重要な役割を担っており、空知産炭地域総合発展基金の有効活用を図りながら、計画的な事業執行に努めてまいります。

3 個性を活かして生きる力を育てましょう

明るい未来を築くためには、子どもたちが笑顔でなければなりません。その笑顔を守るのは、大人である私たち一人ひとりの義務や責任であり、家庭や地域、学校が連携しあい、子どもたちが健やかに育ち、安心して暮らせる環境をつくり、教育環境の充

実を図っていかねばなりません。

小・中学校につきましては、学習指導要領に基づき、教育課程の編成を図り、子どもたち一人ひとりの特性に応じた教育環境の充実に努めてまいります。

幼稚園につきましては、引き続き「3歳児保育」「預かり保育」を実施し、多様化する教育ニーズに対応してまいります。

赤平高校につきましては、「赤平市中・高教育推進委員会」を中心とした取り組みが生徒確保に結びついたものでありますが、依然として予断を許さないため、一層、関係機関と連携を図ってまいります。

給食センターにつきましては、施設の改修工事を行い、より安全性の高い、喜ばれる給食づくりに努めてまいります。

社会教育・体育施設につきましては、財政状況が厳しいことから、平成20年度中に文化会館並びにスポーツセンターを休止してまいります。総合体育館の大規模改修を行うなど、存続する施設の有効活用を図りながら、利用者のご協力をお願いしてまいります。

社会教育につきましては、社会教育目標に基づいて、交流センターみらいや東公民館などの有効活用を図り、生涯学習を推進するため、積極的に事業展開を進めてまいります。

体育振興につきましては、市民の健康づくりや体力増進のため、各団体における軽スポーツや競技スポーツ活動を支援してまいります。

青少年問題につきましては、事件や事故の低年齢化が進んでおりますが、青少年センターを中心に学校や地域・家庭のほか、警察、教育、福祉の関係機関と連携を図り、非行などの未然防止に努めてまいります。

図書館につきましては、市民が読書に親しむ機会の拡充に向け引き続き内容の充実に努めてまいります。

4 ゆとりと潤いのある快適な生活を支えましょう

市民のゆとりと潤いのある快適で安心した暮らしを支えるためには、多様化する住民ニーズを的確に

捉え、生活の変化に対応した居住環境や生活基盤整備などを計画的に進めていかなければなりません。

公営住宅につきましては、「住宅マスタープラン」及び「公営住宅ストック総合活用計画」を基本に、団地の集約、戸数の縮減と建設コストの削減を図りながら、高齢者等に配慮した良好な住環境整備を進めてまいります。

福栄地区の改良住宅建替事業につきましては、平成20年度に東雲団地の5棟32戸を除却し、既設の公営住宅につきましては、入退去時の補修と老朽化した住宅等の修繕を行うほか、空き家の落雪対策や通路確保などに努めてまいります。

また、茂尻新町団地の19棟94戸について、平成20年度から3カ年で計画的に水洗化を推進してまいります。

公営住宅及び改良住宅における舗装済みの専用駐車場の使用料につきましては、受益者負担の適正化を図るため、平成18年度から4年間で段階的に賦課していくこととしており、平成20年度においても計画的に進めてまいります。

宅地分譲につきましては、「北国住宅地整備事業計画」を基本として、平成17年度までに炭鉱跡地である豊丘南団地に43区画を造成してきており、売却されていない区画につきましては、引き続き積極的なPR活動に努め、持ち家による定住化の促進を図ってまいります。

また、道が実施している「北の大地への移住促進事業」や道内加入市町村による「北海道移住促進協議会」と連携を図りながら、移住定住の促進に努めてまいります。

道路につきましては、市民の日常生活に不可欠な生活基盤であると共に、産業経済を支える社会基盤施設として、重要な役割を果たしております。

国道につきましては、国道38号赤平バイパスの平成20年度内全線開通に向けての建設促進、並びに滝川インターチェンジから赤平工業団地間の4車線化、さらに、現国道の整備などについて、引き続き国に対して要請してまいります。

道道につきましては、現在、整備が進められている赤平滝川線の事業促進や江部乙赤平線の改良事業などについて、引き続き要請し、さらに、道代行事業による市道福住平岸線の平班橋架換の事業促進を要請してまいります。

赤平駅前広場につきましては、鉄道と道路の交通結節点として、通勤や通学者のほか、交流センターみらいの利用者の需要があります。平成16年度から道の主体事業として、大型バス導入や景観整備などに向けた作業が進められており、平成20年度に完了となっているため、本市としては、大型バスの待合所を設置し、街路灯整備費を負担するなど、中心市街地における重要な都市基盤施設として整備してまいります。

市道につきましては、生活の安全性や居住環境整備に向け事業を推進しておりますが、平成20年度は、国道38号から道道芦別赤平線を結ぶ福住平岸線改良舗装を行ってまいります。

また、既存道路につきましても、緊急性と安全性を考慮しながら、維持補修及び側溝整備に努めてまいります。

北国の冬を安全で快適に過ごすための冬季交通を確保するため、計画的な除排雪対策に努めると共に、町内会等のご協力や市広報誌・ホームページを活用しながら、事業所や一般家庭などの除雪マナーの徹底を求め、市民生活の安定と産業経済活動の円滑化を図ってまいります。

また、より効果的な除雪作業を行うため、平成20年度は除雪専用トラックを購入してまいります。

上水道につきましては、安心・安全な生活用水を市民に提供するため、企業債を導入しながら老朽施設を計画的に更新し、収入の確保及び費用節減を進め、経営健全化に努めてまいります。

下水道につきましては、整備予定面積の77%の整備を終えておりますが、引き続き計画的な整備を進めると共に、水洗化の普及率向上に努めてまいります。

環境衛生につきましては、良好で快適な自然環境

づくりを進めながら、自然と調和した環境重視社会を創造することが重要であります。

ゴミ分別による廃棄物の減量化をはじめ、中空知3市2町の資源循環型のゴミ共同処理、リサイクルなどを引き続き実施していくほか、「資源回収活動団体奨励助成事業」を活用し、資源ゴミの減量化及び有効活用が図られるよう、町内会や学校など、関係団体に対して協力を呼びかけてまいります。

また、一人ひとりが実行可能で身近な環境保護活動の一つとして、赤平市マイバック運動推進協議会を中心にレジ袋削減を実現するため、バック持参によるお買い物を推進し、ごみの減量化と地球資源の保全に努めてまいります。

5 人と人が語り合い行動できる地域づくりを進めましょう

地方分権の時代を迎え、行政主導のまちづくりから脱却し、「自らのまちは自らつくる」といった住民自治の理念に基づき、市民・団体・企業・行政の役割や機能を明確にしたうえで、連携を図りながら、共に行動していく取り組みが必要になってまいります。

「あかびらスクラムプラン」は、正にこうした時代の潮流に沿って、市民の皆様と議論を交わしながら策定した大切なプランであり、行政はもちろん市民自身も意識改革をもって、共有・協働社会の実現に向けた取り組みを進めてまいらなければなりません。

平成20年度は、エルム高原施設への誘導路となる市道基線を「さくらロード」として、市民の手による植樹を実施するほか、身近な公共空間である道路、公園等の美化活動などを市民ボランティアによって行う「まちなか里親制度」、公益性のあるまちづくり活動を行う市民団体への「まちづくり活動推進事業補助金」など、引き続き頑張る市民を支援し、さらに、ボランティアセンターやNPO、市民サポーター、関係施設、事業所などと連携を図りながら、独居高齢者をサポートできるネットワーク・体制づくりの構築に努めてまいります。

また、まちづくりの原点は、語り合うことから始まり、語り合える場が生まれることによって、情報を共有し合いお互いを知ることができ、対等な関係を築くことが可能となります。市民には情報を知る権利があり、行政はできる限りの情報を提供する義務があることを再認識しながら、「あかびらスクラムプラン」の早期実現に向け市民と共に努力してまいります。

平成20年度は、本市の将来像と共通目標を定める「第4次赤平市長期総合計画」に変わる新たなプランを策定しなければなりません。

このため、市民会議を設置し、議論を深めながら計画の素案を取りまとめ、その素案の段階において、広く市民の意見を反映できる「パブリックコメント」を活用し、策定過程においても透明性をもち、さらに、議会での十分なお議論をいただきながらプランを完成してまいります。

行財政改革の推進につきましては、「あかびらスクラムプラン」及び「赤平市財政健全化計画」によって、市民・議会・職員と正に聖域なき改革に取り組んできたことが、今、大変大きな財政効果を見出し、職員人件費の30%削減を中心とするさらなる自助努力や国による公立病院特例債、道の短期貸付金の低利融資を見込む「赤平市財政健全化計画（改訂版）」を実行することで、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による平成20年度の財政再生基準の比率を下回り、財政再生団体入り回避が現実のものとなりました。

しかし、主要財源となる地方交付税や市税、あるいは市立病院の患者数、国民健康保険の医療費等の動向など、自助努力では成しえない不確定要素も多分にあることから、決して予断を許すことなく、全職員が常に緊張感をもって、計画と決算額のチェック機能を果たすと同時に、さらなる改革の可能性のあるものについては、積極的に取り組んでまいります。

一方、国は構造改革により地方分権を背景として、地方の権限と責任を大幅に拡大し、地方自らの責任

において住民サービスを選択できる行財政システムの構築を図ろうとしています。

北海道においても、道州制の検討と同時に支庁制度改革や事務・権限移譲について検討を続けており、市町村合併を推進しようとした動きがあります。

こうした状況の中で、特に本市においては、行財政改革の推進によって大幅な職員削減を行っており、一人当たりの事務量は急激に増え続け、市民にとって身近な行政サービスの必要は感じつつも、国や道が行っている事務・権限を受け入れられるだけの体制にないというのが現状であります。

しかし、合併新法期限切れとなる平成23年度以降においては、人口の少ない小規模市町村から、相当の権限が失われることが懸念されており、地方自治の根幹を揺るがしかねない問題であることから、国の動向に注視しつつ、市町村合併問題については、慎重を期してまいります。

Ⅲ むすび

以上、平成20年度の市政執行にあたり、所信を申し上げたところであります。

この1年間は、本市にとって、地方自治の生き残りをかけた正念場の年であります。しかし、赤平市民には、かつて炭鉱閉山による大打撃受け、それをみんなの力で克服し、まちを築き上げてきた経験があります。今こそ再び、市民・議会・行政が三位一体となって、あの大きな力を結集し発揮することで、こうした難局を乗り切れると確信しております。

平成20年度は、決してピンチではなく、まちの再生に向けスタートする重要な時期であります。将来を担う子ども達の礎を築き上げるため、総力を挙げて臨んでまいります。

また、これからのまちづくりは、市民も行政も失敗を恐れず行動してやる必要があります。例えば失敗があっても、それは次へのステップ、改善に必ず結びつきます。まず、一歩踏み出し、共に汗を流し、苦勞しながら、明日の赤平を切り拓いていかなければなりません。

「あかびらスクラムプラン」に基づいて、心や思

いやりのある共有社会の実現に向け、協働のまちづくりを推進してまいります。

財政再建、まちづくり再生と課題が山積している状況にあります。私自身、使命と責任をもって全精力を傾注してまいります。

財政再生団体入りを絶対に回避し、将来に夢と希望がもてるまちづくりを推進するため、議員各位並びに市民の皆様の絶大なるご理解とご協力をお願い申し上げます。平成20年度の市政執行方針とさせていただきます。

○議長（鎌田恒彰君） 次に、教育行政執行方針について、渡邊教育長。

○教育長（渡邊敏雄君）〔登壇〕 I はじめに

本市の教育推進につきまして、市議会および市理事者、そして市民の皆さまのご支援、ご協力にまずもってお礼と感謝を申し上げます。

平成19年度を振り返ってみますと、全国的には、子どもが引き起こす悲惨な事件・事故が後を絶たず極めて憂慮する事態が続いています。

また、一昨年12月、教育基本法が改正され、教員免許更新制などが盛り込まれた教育関連三法案の成立、加えて、「ゆとり教育」の是非をめぐる、中央教育審議会より1月17日に学習指導要領の改訂に向けた答申が出されるなど、教育改革が次々と打ち出されてきました。

一方、本市にあつては、昨年6月に成立した、いわゆる「地方財政健全化法」によって、有史以来の危機的財政状況が明らかとなり、教育委員会所管の各種施設の維持管理や事務局の組織体制及び事務事業の見直しなどに積極的に取り組んできたところであります。

また、3中学校の統合による新生中央中学校の発足、赤平小学校閉校に伴う3小学校との分割統合はいずれもスムーズに進み、充実した教育活動が展開されています。

教育委員会といたしましては、豊かな生涯学習社会の実現をめざし、未来に生きる赤平の子どもたちはもとより、市民の皆さんが快適な環境のもとで、

充実した人生を送ることができるよう各種の取り組みを進めてきたところであります。

平成19年度の成果と反省に立って、赤平の教育の一層の充実・発展をめざし、地域の皆さんの信頼を高めるため、ここに、平成20年度の教育行政執行方針を示すものであります。

Ⅱ 「確かな学力」と「生きる力」を育む学校教育の充実に努めます。

学校教育のねらいは、子どもたちに確かな学力をつけ、生涯にわたってたくましく生きる力を育むことにあります。基礎的、基本的な知識の定着はもとより、一人ひとりの特性に応じ、きめ細やかな指導を通して、心身ともに調和のとれた豊かな人間性の育成に努めなければなりません。

そのために、学習指導要領を踏まえ、児童・生徒の発達段階と地域性に配慮し、知育・徳育・体育の調和のとれた教育課程の編成を図ります。

また、学力の向上をめざすには、指導方法の工夫、改善を欠かすことができません。少人数指導やTT、習熟度に応じた指導など、児童・生徒の実態に応じた取り組みを進めます。

総合的な学習の時間については、これまで教科の枠を越え、組織的、横断的に取り組んできました。それらの成果を踏まえ、地域の歴史や環境問題、福祉やボランティアなど体験学習をベースに一層の充実を図ってまいります。

障がいのある児童・生徒の教育について申し上げます。昨年度より、特別支援教育がスタートしました。このため、各学校では、コーディネーターの配置を含む校内組織の設置や「個別の支援計画」の策定など、円滑な実施に向けて取り組んできたところであります。特別支援教育の一層の充実をめざし、交流教育や合同学習を通して取り組んでまいります。

幼稚園教育についてであります。統合4年目を迎えた赤平幼稚園は、公立幼稚園としては、管内で最も大きな幼稚園となり、広々とした環境の中で、3歳児保育を含め適切な教育が実施されています。昨年度、二学期より実施した「預かり保育」も順調に

スタートすることができました。今後とも幼稚園教育の一層の充実をめざし、職員一丸となって取り組むよう指導してまいります。

児童・生徒の健全な心身の発達に資する学校給食の役割は極めて大切であります。食育の重要性が叫ばれている中、栄養のバランスに配慮し、子どもたちに喜ばれる給食の提供に努めます。

また、問題となっている中国産の食材であります。国内製品だけでは確保できないため、一部輸入製品につきましては引き続き使用しますが、安全・安心の確保に努めてまいります。

一方、給食費の未納問題が引き続き全国的な話題となっています。本市にあっては、徐々に改善はされてきていますが、尚一層保護者の理解を得ながら解決を図ってまいります。

生徒指導が今年も重要な課題であります。

一人ひとりの個性を磨き、確かな社会性と自己実現を図ることのできる生徒指導の充実は緊急の課題であります。

そのため、いじめ根絶はもとより、不登校の解消、問題傾向をかかえる児童・生徒への早期対応、問題発生時の機敏な対応など、教職員と児童・生徒の日常的な触れ合いや心の交流を大事にしながら、信頼関係を確立し、積極的な生徒指導を通して対応してまいります。

特に、いじめに対する対応については、いじめを受けている子どもの苦痛をしっかりと受けとめること、あくまでも、いじめられている子どもの側にたって指導、相談、観察体制を整えることとあります。さらに、日常的に好ましい学級づくりに心がけ、子どもたちの交友関係を風通しのよいものとするのであります。『明るく、元気で、楽しい学級づくりが、いじめ根絶の切り札である』との共通認識にたち、学校への指導を強めてまいります。

また、子どもの安全・安心の確保は今日的な重要課題であります。保護者や地域の方々、関係機関との連携を密にしてまいります。あわせて、交通事故防止につきましては、日常の安全教育を徹底し、事

故防止に努めてまいります。

次に、教職員の研修と資質向上についてであります。「教育は人なり」と言われるように、学校教育に直接携わっている教職員の役割は極めて重要であります。このため、教職員一人ひとりが日常の子どもとの関わりを通して、生活実感を共有し、広く社会性を身につけ、地域に根ざした教育を進めなければなりません。このため、教職員は、絶えず研修の重要性を認識し、専門性を高めることが重要であると同時に、豊かな人間性の確立に努めなければなりません。

教職への愛着と誇りを確かなものとし、情熱あふれる教職員の育成・指導に努めてまいります。

Ⅲ 心豊かに学習し、充実した人生の創造をめざす社会教育の推進に努めます。

市民が心豊かに学習し、充実した人生の確立をめざす社会教育の推進は、少子・高齢化が進む現在、極めて重要であり、積極的な事業展開が求められています。本市の社会教育目標である「ゆとりある人生を求め、生涯にわたり楽しく学び、みんなでつくるわたしたちのまち」の実現をめざし、積極的な取り組みを進めます。

まず始めに、本市の厳しい財政状況から社会教育施設の集約化や事務事業の見直しなどは、避けて通ることのできない重要な課題であります。そのため、昨年の公民館の休館、郷土館の廃館に加え、文化会館の全面休館、また、スポーツセンターの休止についても本市の財政状況に鑑み大胆な検討を加えてまいります。いずれにしましても利用者のご協力、ご理解をいただきながら取り組んでまいります。

青少年教育については、指導者養成、体験学習の促進をねらいとして、引き続き青少年健全育成事業、ふるさと少年教室などの充実をめざします。また、子どもたちを事件・事故から守り、安全、安心を確保するため、青少年センターが中心となり、地域住民との連携を図り、登下校時のパトロールをはじめ各種の取り組みを進めます。特に、子どもの虐待など児童福祉の分野で取り上げられている諸課題につ

いても、関係機関との連携を密にして取り組んでまいります。

次に、成人・女性・高齢者教育についてであります。生涯を通して、豊かな、充実した人生の創造は、常に学びあう姿勢をもつことが基本となります。そのため、地域社会のコミュニティづくりの活性化をめざし、各種講座、趣味・教養事業などの学習機会の積極的な活用、また、人材バンクを含めた指導者の発掘・養成など、地域社会に密着した学習機会の充実に努めます。

市民が芸術・文化に親しみ、ゆとりとふれあいを大事にします。各種イベントを中心に、文化教養事業に補助するなど、市民の文化への理解と関心を高め、文化協会などと連携し、地域に根ざした特色ある芸術・文化の振興に努めます。

読書活動の振興と図書館運営についてであります。

図書館運営については、市民が親しみ、利用しやすい図書館をめざし、図書ならびに各種情報の整備、充実を図ってまいります。また、「子ども読書活動推進計画」に基づき、学校教育はもとより子どもたちが一層読書に親しむことができる環境づくりに取り組んでまいります。

「ブックスタート」、「絵本読み聞かせ」事業については、引き続き取り組み、内容の充実に努めてまいります。

市民の健康増進をめざし、スポーツの振興に努めます。このため、子どもからお年寄りまでスポーツを通して、心身ともに健康で豊かなライフスタイルを築く「生涯スポーツ社会」の実現をめざし、健康づくり、体力づくりをはじめ、年齢・体力・技術に応じた多様な競技スポーツ、レクリエーションスポーツ活動を支援してまいります。

また、スポーツ関係団体との連携を密にし、指導者の育成と体育協会の自主運営を促進します。

Ⅳ 学校・家庭・地域の連携のもと、活力ある地域社会の創造に努めます。

教育は、学校・家庭・地域がそれぞれもっている機能を存分に発揮し、お互いの連携が図られたとき、

教育の総合力として機能するのであります。それは、同時に、地域コミュニティとしての連帯感となり、活力のある地域社会の創造へとつなぐこととなります。

赤平の教育は、“地域に信頼される赤平の教育を創ろう”をテーマに取り組んできました。それは、地域のイベントに積極的に参加することであり、サルビア6万本の植花運動、市民おどり、市民総合文化祭への市内全小・中学校の参加でありました。その陰には、教職員の意識の変化があります。学校は、地域の学校であり、教職員は、地域の住民であることの自覚が徐々に芽生えてきたことが大きな成果といえます。開かれた学校をめざし一層の充実した取り組みを進めます。

また、設立6年を経過した赤平市教育研究推進協議会は、信頼される赤平の教育づくりの中心的な役割を担い、地域のイベントには積極的に関与してきました。

赤平の子どもたちを中心にすえ、教職員はもとより、教育行政をはじめ教育関係団体・保護者・地域住民が一体となって取り組むことにより、教育をめぐる今日的な課題解決が図られます。今後とも、赤平市教育研究推進協議会の一層の充実、発展をめざします。

次に、地元唯一の赤平高校再生についてであります。一時、存亡の危機にたたされた赤平高校が、高校自らの各種の取り組みを通して、確実に自信をつけ信頼回復に努めてきました。昨年度はこうした取り組みに加え、中卒者の大幅増などを背景に2間口復活をにらんで道教委への要請行動を配置しましたが、思うような志願者の確保に至らず、現状維持に止まったところであります。

道教委の示す「新たな高校教育に関する指針」により、赤平高校は依然として厳しい状況が続いており、平成20年から22年までの公立高等学校配置計画案には盛られていないものの、赤平高校存続の運動については、より一層強力に展開しなければなりません。

V、おわりに

以上、平成20年度の教育行政執行方針について申し述べました。有史以来の危機的な財政状況の中で、今年度の教育行政を進めることとなり、新たな施策を展開するには財政的な制約を受けることとなりますが、今年が赤平にとって正念場であることから、初心に戻って、未来を背負って立つ子どもたちからお年寄りまで、豊かで、快適な教育環境づくりをめざし、PTA連合会をはじめ、教育諸団体との連携を密にして、本市の教育・文化・スポーツの振興に努めてまいります。

市議会をはじめ市民の皆さんの教育行政に対するより一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成20年度の教育行政執行方針といたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第7 議案第72号赤平市課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第72号赤平市課設置条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

赤平市財政健全化計画により行政機構の見直しを行い、課の統廃合を進めてきているところでありますが、今般そのことに伴いまして、本条例の一部を改正するものであります。

以下、条例の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条につきましては、企画政策課を地域対策課に、建築課を建設課にそれぞれ改め、土木課を削除するものであります。

第2条につきましては、同様に企画政策課を地域対策課に、建築課を建設課に改め、建設課に土木課から移行する分掌事務を第2号から第4号として加え、土木課の項を削除するものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第72号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第8 議案第73号赤平市特別職の給与に関する条例及び赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、日程第9 議案第74号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 地方財政健全化法による財政再生団体回避のためさらなる行財政改革が求められている状況から、このたび赤平市財政健全化計画を改定し、さまざまな分野で継続して行財政改革を推進してまいることになりますが、議案第73号及び議案第74号につきまして関連いたしますので、一括してご説明させていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

初めに、議案第73号赤平市特別職の給与に関する条例及び赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

特別職であります市長、副市長及び教育長の月額給料につきましては、市長は本則との比較におきまして50%、副市長は40%、教育長は32%とそれぞれ減額をし、さらに後に説明させていただきます市職員の人事院勧告に伴った改正に準じまして、期末手当の支給率を0.05月引き上げますが、平成20年4月1日から当分の間支給率は本年度と同率とする改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第1条は、赤平市特別職の給与に関する条例の改正であります。第6条第3項の規定につきましては、6月に支給する場合の支給率を100分の212.5から100分の215、12月に支給する場合の支給率は100分の232.5を235にそれぞれ改正するものであります。

附則第2項は給料の特例の改正であります。特別職の給料月額について平成19年6月から支給額をそれぞれ減額しておりましたが、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間につきましては、本則第2条の規定にかかわらず、市長につきましては43万円、副市長につきましては42万円とするものでございます。

附則第3項につきましては、期末手当の額の特例を定めたもので、平成20年4月1日から当分の間現行どおり6月の期末手当は100分の200、12月は100分の210とするものであります。なお、附則第3項の規定につきましては、教育長におきましても適用されることとなるものであります。

次に、第2条、赤平市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の改正であります。附則第3項は給料の特例の規定でありまして、教育長の給料月額につきましても特別職と同様に平成19年6月から支給額を減額しておりましたが、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間につきましては、本則第2条第1項の規定にかかわらず、41万円とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第74号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

平成19年人事院勧告に準じまして、初任給を中心に若年層に限定いたしました給料月額の引き上げを行うほか、扶養手当につきましては配偶者以外の扶養親族1人につき500円引き上げ、6,500円とし、期末勤勉手当につきましては勤勉手当の支給月数の0.

05カ月分の引き上げを行い、年間4.5カ月とするものでありますが、看護部長、薬剤部長の廃止に伴いまして医療職給料表（2）及び（3）を6級制から5級制に改め、さらに人件費の削減のため平成20年度においては追加給料を各級別に21%から23.5%と段階的に減額し、期末勤勉手当の支給率は本年度と同率とすることを主な内容とする改正でございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第8条は、人事院勧告に準じ、扶養手当を月額6,000円から6,500円に改正するものであります。

第9条の2第2項第1号につきましては、看護部長、薬剤部長の廃止により字句の削除をするものであります。

第12条の2第2号につきましては、宿日直手当の規定であります。市立病院の医師の休日夜間の救急当番日については1時間につき5,300円以内とし、年末年始の市長が認める期間については1時間につき7,700円以内と改めるものです。

第15条の5第2項につきましては、人事院勧告において0.05カ月分の引き上げがございましたことから、勧告に準じ、勤勉手当の支給率を職員につきましては100分の75に、管理職につきましては100分の95にそれぞれ改定するものです。

附則第11項につきましては、職員の給料月額を平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間職務の級別に、行政職給料表においては21%から23.5%の減額を、医療職給料表（2）及び（3）については21%から23%の減額をする規定であります。ただし、退職する職員の退職の日における給料月額は減じる前の額とするものであります。

附則第12項は、職員の勤勉手当支給率の特例を規定しておりますが、特例期間から平成20年4月1日から当分の間と期間を改めたものです。

附則第13項につきましては、57歳に達する職員の給料月額について定めておりましたが、本年度でこの規定を廃止することから削除し、附則第14項を第13項に繰り上げ、さらに職員の勤勉手当支給につき

まして本則の改正で0.05月引き上げることといたしますが、平成20年4月1日から当分の間は本年度同様職員につきましては100分の72.5に、管理職につきましては100分の92.5とするため、附則第14項として項を追加するものであります。

別表第1につきましては、人事院勧告におきまして初任給を中心に若年層に限定した改定がございましたことから、行政職の給料表の改定を行うものです。

別表第2の医療職給料表（2）及び（3）につきましても行政職同様に人事院勧告に準じて改定すると同時に、看護部長、薬剤部長の廃止に伴い、6級を削除するものです。

次に、附則といたしまして、第1項は、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、赤平市職員の旅費支給に関する条例の別表第1中医療職給料表（2）及び（3）の6級の削除のため、字句を改める規定であります。

以上、議案第73号及び議案第74号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第73号、第74号については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号、第74号については、9人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、北市勲君、太田常美君、林喜代子さん、獅畑輝明君、植村真美さん、若山武信君、谷田部芳征君、宍戸忠君、五十嵐美知さん、以上9名を指名いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第10 議案第75号赤平市後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第75号赤平市後期高齢者医療に関する条例の制定につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

後期高齢者医療の事務を処理するため北海道内のすべての市町村が参加する北海道後期高齢者医療広域連合が設立されましたが、昨年11月22日に北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が制定され、平成20年4月1日から施行されますことから、この広域連合条例を受けて、本市が行う後期高齢者医療の事務に関することを規定するため、本条例を制定するものであります。

以下、条ごとにご説明を申し上げます。

第1条につきましては、この条例を制定する趣旨を規定いたしております。

第2条につきましては、市が行う後期高齢者医療の事務を規定したものであります。

第3条につきましては、保険料を徴収する被保険者について規定したものです。

第4条につきましては、普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期を定めた規定であります。

第5条につきましては、納期限までに保険料を完納しないときは督促状を発する規定であります。

第6条につきましては、納期限後における保険料の納付があった場合における延滞金の加算について規定したものであります。

第7条につきましては、委任の規定であります。

第8条につきましては、被保険者に関する調査において、文書その他の物件等の提出や提示に応じない者に対して過料を科する規定であります。

第9条につきましては、不正の行為等により徴収を免れた者に対して過料を科する規定であります。

第10条につきましては、過料の額は情状により市長が定めることの規定であります。

附則第1条につきましては、この条例は、平成20年4月1日から施行するとしたものであります。

附則第2条につきましては、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例について規定したものであります。

附則第3条につきましては、延滞金の割合の特例について規定したものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） この条例については、昨年12月に中止、廃止を求める意見書をこの議会で提出しております。この条例は、世界に例のない悪法と言われて、年寄りには死ねと言うしかない、死ぬしかないものとして全国から大きな批判が渦巻いています。最近の国会では、野党が一致してこの法案の撤回を求めているものであります。75歳から年金天引き、医療差別、滞納者の差別、取り上げなどが大きく求められております。これについて私は、廃止を求めるものであります。

○議長（鎌田恒彰君） 答弁要りますか。

○4番（宍戸忠君） うん、一言あれば。

○議長（鎌田恒彰君） 高尾市長。

○市長（高尾弘明君） この医療保険制度についていろいろご意見あるということは承知をしておりますが、これは国が行う制度でございまして、一自治体が抜けるとか、抜けないというのはなかなか現実問題これは不可能でございまして、いろんな問題、介護保険、いろんな事業を進めて、いろんな問題提起がございしますが、いろんな課題があるとするなら

ば、いろんな今後スタートした中でやっぱり求めていくと、こういうことでなければならぬと思いついて、一自治体でなかなか判断できない問題ではないということをおひとつご理解いただきたいと思つきます。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思つきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案第75号については予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第11 議案第76号赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第76号赤平市廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

本市の産業廃棄物処理手数料は、処分場の適正な維持管理を図るため平成14年7月に改定し、現在に至つておりますが、このたび利用者の状況をかんがみ、産業廃棄物処理費用の基準単位を改めるものであります。

改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

別表第2中の産業廃棄物処理費用の費用の額100キログラムにつき1,300円を10キログラムにつき130円に改正するものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成20年4月

1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第76号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思つきます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よつて、議案第76号については予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第12 議案第77号赤平市共同浴場設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第77号赤平市共同浴場設置条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

本議案につきましては、赤間地区共同浴場の月決め使用料、利用料金の基準額を改正するものであります。現在赤間地区にあります共同浴場は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者を赤間地区共同浴場組合とし、共同浴場の管理を行つており、利用料金につきましては市が定める基準を超えない範囲で市長の承認を得て設定をしているところであります。しかしながら、昨今の燃料費の高騰から、当組合より利用料金の改定をしたい旨の申し出がありましたことから、今般使用料、利用料金基準額を改正するものであります。

改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

別表第1号、月決め使用料、利用料金の表の使用料、利用料金基準額につきまして、2人世帯6,000円を8,000円に、3人以上の世帯8,000円を1万円に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第77号については、社会経済常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第13 議案第78号赤平市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第78号赤平市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成18年3月に開催された第1回定例市議会におきましてご承認いただきました赤平市介護保険条例の一部を改正する条例により、税制改正による住民税非課税措置の廃止に伴い、介護保険料の急激な負担増を招くことがないように平成18年度と平成19年度の2年間の激変緩和措置を行っていただいておりますが、平成20年度におきましても激変緩和措置を講ずることができるよう国は介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をこのたび改正いたしましたことから、当市におきましても激変緩和措置を平成20年度においても継続し、対象となる被保険者の負担軽減を図るため、赤平市介護保険条例の一部を改正する条例を改正するものであります。

以下、改正内容につきましては、参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

さきにご説明させていただきました平成20年度の激変緩和措置を行うため赤平市介護保険条例の一部を改正する条例の附則第3条の見出しの字句を改め、同条に平成20年度の保険料率を定めた第3項を追加するものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第78号については、さきに設置した予算審査特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号については予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

暫時休憩いたします。

（午前11時59分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（鎌田恒彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第14 議案第79号赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第79号赤平市過疎地域自立促進計画の一部変更につきまし

て、提案の趣旨をご説明申し上げます。

赤平市過疎地域自立促進計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項の規定により、議会の議決を求めるところでございます。

ご承知のとおり赤平市過疎地域自立促進計画につきましては、平成16年12月に議決をいただき、この計画に基づきまして諸施策を実施しているところでございますが、過疎債の充当を見込んでいる事業につきまして事業実施に伴い、内容の一部を変更するものでございます。

以下、具体的な内容につきまして、別紙によりご説明申し上げます。

変更事項といたしまして、事業内容、曙南1号通り改良舗装事業、幅員5.0メートルを幅員5.5メートルに変更いたします。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第79号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第15 議案第80号赤平市土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第80号赤平市土地開発公社定款の変更につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されたことに伴いまして、赤平市土地開発公社の定款の一部を変更する必要がありますことから、公有地の拡大の推進に関する法律第14

条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

第22条第2号の規定であります。郵便貯金にかかわる字句を削除するものであります。

附則といたしまして、この定款は、北海道知事の認可のあった日から施行するものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第80号については、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第16 議案第81号平成19年度赤平市一般会計補正予算を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。伊藤財政課長。

○地域対策課長兼財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第81号平成19年度赤平市一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成19年度赤平市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,939万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億1,130万5,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によります。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地

方債補正」によります。

次に、3ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正であります。追加といたしまして、農業経営基盤強化資金利子補給を計上するものであります。期間及び限度額につきましては、記載のとおりであります。

第3表の地方債補正であります。追加といたしまして、減収補てん債の限度額を420万円とするものであります。これは、本年度の市民税法人税割の減収見込みに対し、地方交付税法等の一部改正により、19年度に限って発行が認められ、後年度の元利償還金につきましては基準財政需要額に算入されるものであります。利率や償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

次に、変更といたしまして、住宅整備事業債1,080万円の増額補正のほか2件であります。補正後の限度額等につきましては、記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。今回の補正につきましては、年度末になりますので、事業の終了あるいは決算見込みによる計数整理が多いため、特徴的な点についてのみご説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1市税、項1市民税、目2法人、節1現年課税分として714万8,000円の減額ですが、長引く道内経済低迷の影響によるものと見込まれます。

次に、3ページをお願いいたします。款12使用料及び手数料、項1使用料、目7土木使用料、節4住宅使用料、公営住宅並びに改良住宅の過年度分として500万円を増額するものであります。

次に、4ページをお願いいたします。同じく項2手数料、目2衛生手数料、節3ごみ処理手数料の現年度分として1,215万円の減額ですが、主に指定ごみ袋等の決算見込みによるものであります。

同じく節4し尿処理手数料の現年度分として550万円の減額につきましても決算見込みによるものであります。

次に、5ページをお願いいたします。款13国庫支

出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金、節5高齢者医療制度円滑導入事業補助金として132万5,000円の増額ですが、後期高齢者医療制度の創設等新たな高齢者医療制度を円滑に導入するため、国庫補助金が交付されるものであります。

同じく目3土木費国庫補助金、節2住宅費国庫補助金の公営住宅低廉化事業費として568万8,000円の増額ですが、平成18年度以降に管理を開始しております公営住宅家賃の低廉化に要する費用に対する助成金を計上するものであります。なお、平成17年度以前に管理を開始された公営住宅に係る家賃対策補助金については、国の三位一体改革による税源移譲に伴い、廃止されております。

次に、7ページをお願いいたします。款15財産収入、項2財産売却収入、目2物品売却収入の不用品売却収入として56万6,000円の増額ですが、特殊消防水槽車等公用車の売却収入を計上するものであります。

款16寄附金、項1寄附金として一般寄附金並びに特定目的寄附金をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、8ページをお願いいたします。款19諸収入、項4雑入、目1空知産炭地域総合発展基金助成金収入、節1空知産炭地域基盤整備事業助成金収入として2,900万円の減額ですが、公営住宅新築工事等基金充当事業の工事費の精算によるものであります。

また、同じく節2空知産炭地域新産業創造等助成金収入として1,396万1,000円の減額ですが、赤平市新産業創造等事業助成額の決算見込みによるものであります。

同じく目2雑入、節15北海道市町村備荒資金組合支消交付金収入として5,000万円の減額ですが、備荒資金組合に対して要望していた普通納付金の一部取り崩しについて、本年度は協議が調わなかったことから減額するものであります。

次に、9ページをお願いいたします。款20市債、項1市債、目6公的資金借換債として総額1,920万

円の増額であります。年利5%以上の公的資金について民間資金等による借換債を発行することにより、公債費負担の軽減を図るものであります。このことにより年利3%程度の縁故債で借りかえた場合、一般会計で総額約2,000万円の支払利子の軽減が図られるものと推計しております。

次に、10ページをお願いいたします。歳出であります。款2総務費、項1総務管理費、目8車両管理費、節11需用費の修繕料として36万8,000円の増額であります。車検時の修繕料の増によるものであります。

次に、14ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節25積立金の社会福祉事業振興基金として134万9,000円の増額であります。指定寄附金を積み立てるものであります。

次に、16ページをお願いいたします。同じく目3老人福祉費、節11需用費として総額23万3,000円、節12役務費の通信運搬費として20万円、節13委託料の高齢者医療システム改修として89万3,000円の増額であります。歳入でもご説明申し上げたとおり高齢者医療制度円滑導入事業国庫補助金を充当してシステムの整備を図るものであります。

同じく節28繰出金として1,822万3,000円の増額であります。老人保健特別会計の決算見込みに対応するものであります。

次に、20ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目8住友地区共同浴場費、節11需用費の燃料費として147万5,000円の増額であります。灯油単価の高騰によるものであります。

次に、24ページをお願いいたします。款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費、節19負担金補助及び交付金の新産業創造等事業助成金として1,396万1,000円の減額であります。歳入でもご説明申し上げたとおり赤平市新産業創造等事業助成額の決算見込みによるものであります。

26ページをお願いいたします。款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節28繰出金の下

水道事業特別会計として1,476万6,000円の減額であります。そのうち平成18年度の流域下水道組合負担金の精算で約1,100万円が還付されたことによるものであります。

28ページをお願いいたします。同じく項5住宅費、目1住宅管理費、節28繰出金として1,674万1,000円の増額であります。土地造成特別会計における宅地分譲収入の減額によるものであります。

次に、30ページをお願いいたします。款9消費費、項1消費費、目3消防施設費、節11需用費の修繕料として26万5,000円の増額であります。防火水槽の修繕費等を計上するものであります。

32ページをお願いいたします。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節11需用費の修繕料として25万1,000円の増額であります。スクールバスの修繕に要する経費を計上するものであります。

34ページをお願いいたします。同じく項3小学校費、目1学校管理費、節11需用費の燃料費として28万1,000円、項4中学校費、目1学校管理費、節11需用費の燃料費として69万8,000円の増額であります。灯油単価の高騰によるものであります。

次に、36ページをお願いいたします。同じく項6保健体育費、目2学校給食センター費、節11需用費の修繕料として27万8,000円の増額であります。暖房配管等の修繕に要する経費を計上するものであります。

38ページをお願いいたします。款13職員給与費、項1職員給与費、目1職員給与費として総額1,151万9,000円の減額であります。決算見込みによるものであります。

以上、議案第81号についてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第81号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第81号について採決をいたします。本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第17 議案第82号平成19年度赤平市国民健康保険特別会計補正予算、日程第18 議案第83号平成19年度赤平市老人保健特別会計補正予算、日程第19 議案第84号平成19年度赤平市土地造成事業特別会計補正予算、日程第20 議案第85号平成19年度赤平市下水道事業特別会計補正予算、日程第21 議案第86号平成19年度赤平市霊園特別会計補正予算、日程第22 議案第87号平成19年度赤平市用地取得特別会計補正予算、日程第23 議案第88号平成19年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算、日程第24 議案第89号平成19年度赤平市介護保険特別会計補正予算、日程第25 議案第90号平成19年度赤平市水道事業会計補正予算、日程第26 議案第91号平成19年度赤平市病院事業会計補正予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。伊藤財政課長。

○地域対策課長兼財政課長(伊藤寿雄君) [登壇] 議案第82号平成19年度赤平市国民健康保険特

別会計補正予算(第5号)につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成19年度赤平市の国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,169万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,090万5,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税として総額1,396万7,000円を減額し、同じく目2退職被保険者等国民健康保険税として総額1,012万円の増額であります。それぞれ決算見込みによるものであります。

同じく款2国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金、節1現年度分として7,268万4,000円の増額であります。一般療養給付費等の決算見込みによるものであります。

次に、3ページをお願いいたします。款5共同事業交付金、項1共同事業交付金、目2保険財政共同安定化事業交付金、節1現年度分として5,072万9,000円の増額であります。事業費の確定によるものであります。

次に、4ページをお願いいたします。歳出であります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料として105万円の増額であります。医療制度改革によりコンピューターシステムの改修が必要となったことから、データベース更新に要する経費を計上するものであります。

款2保険給付費、項1療養諸費、目2退職被保険者等療養給付費、節19負担金補助及び交付金として6,498万3,000円の増額であります。退職被保険者の療養給付費の増加によるものであります。

次に、6ページをお願いいたします。款6保健事業費、項1保健事業費、目1保健衛生普及費、節19

負担金補助及び交付金の保健事業負担金として445万3,000円の増額であります。予防接種等の決算見込みによるものであります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第83号平成19年度赤平市老人保健特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成19年度赤平市の老人保健特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,320万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,694万4,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。2ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1医療費交付金、節1現年度分として7,720万3,000円の減額であります。決算見込みによるものであります。

次に、4ページをお願いいたします。歳出であります。款2医療諸費、項1医療諸費、目1医療給付費、節19負担金補助及び交付金として8,000万円の減額であります。受給者の減少によるものであります。

以上で老人保健特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第84号平成19年度赤平市土地造成事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成19年度赤平市の土地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,899万3,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当

該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。2ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入として1,743万円の減額であります。翠光団地3区画など宅地等分譲収入の減額によるものであります。

以上で土地造成事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第85号平成19年度赤平市下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成19年度赤平市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,000万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,122万5,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

2ページをお願いいたします。第2表、地方債補正であります。変更といたしまして、公営企業金融公庫間で借りがえを予定していたものが民間資金である縁故債との借りがえとなったことから、地方債の限度額の定めを要せず、高資本費対策の限度額3,000万円全額を減額するものであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款7市債、項1市債、目2公的資金借換債として1億6,250万円の増額であります。年利5%以上の高金利地方債の借りがえを実施し、公債費負担の軽減を図るものであります。このことにより年利3%程度の縁故債で借りがえた場合、下水道事業特別会計で総額約1億8,000万円の支払利子の

軽減が図られるものと推計しております。

次に、4ページをお願いいたします。歳出であります。款2公債費、項1公債費、目1元金として1億6,292万8,000円の増額であります。歳入でもご説明申し上げたとおり高金利地方債の借りかえに要する経費を計上するものであります。

以上で下水道事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第86号平成19年度赤平市霊園特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成19年度赤平市の霊園特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,280万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1使用料及び手数料、項1使用料、目1霊園使用料として33万4,000円の減額であります。決算見込みによるものであります。

2ページをお願いいたします。歳出であります。款1霊園費、項1霊園総務費、目1一般管理費として総額12万1,000円を減額するものであります。

以上で霊園特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第87号平成19年度赤平市用地取得特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成19年度赤平市の用地取得特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,283万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,471万3,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当

該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として7,283万円を減額するものであります。

2ページをお願いいたします。歳出であります。款2公債費、項1公債費、目1元金として同じく7,283万円を減額するものです。これは、平成20年度決算での再生団体入り回避のため、本年度に実施予定であった公共用地先行取得事業債の繰上償還を取りやめ、定時償還に戻すものであります。

以上で用地取得特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第88号平成19年度赤平市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成19年度赤平市の介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億47万4,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款2寄附金、項1寄附金、目1愛真ホーム備品購入寄附金として45万9,000円を増額するものであります。

次に、4ページをお願いいたします。歳出であります。款1総務費、項1愛真ホーム施設管理費、目1一般管理費、節11需用費の燃料費として75万6,000円の増額であります。A重油単価の高騰によるものであります。

以上で介護サービス事業特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第89号平成19年度赤平市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成19年度赤平市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,300万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,021万3,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款2国庫支出金、項2国庫補助金、目4介護保険事業費補助金として56万1,000円の増額であります。介護保険システム改修に要する経費を計上するものであります。

次に、4ページをお願いいたします。歳出であります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料として113万4,000円の増額であります。歳入でご説明した国庫補助金を充当して、制度改正に伴うシステム改修に要する経費を計上するものであります。

以上で介護保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第90号平成19年度赤平市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

第1条、平成19年度赤平市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正いたします。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。まず、収入といたしまして、第1款水道事業収益の補正予定額496万7,000円を減額し、計を3億2,994万7,000円といたします。

支出といたしまして、第1款水道事業費用の補正

予定額265万6,000円を減額し、計を3億880万2,000円といたします。

第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。収入といたしまして、第1款資本的収入の補正予定額1,760万円を増額し、計を7,914万1,000円といたします。

支出といたしまして、第1款資本的支出の補正予定額774万8,000円を増額し、計を1億6,599万9,000円といたします。

なお、これら資本的収入支出における8,685万8,000円の不足額は、過年度分損益勘定留保資金3,607万7,000円、当年度分損益勘定留保資金5,078万1,000円で補てんし、措置するものであります。

第5条、予算第5条に定めた起債の限度額の補正予定額1,760万円を増額し、計を7,600万円といたします。

2ページをお願いいたします。第6条、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正いたします。職員給与費の補正予定額7万5,000円を減額し、計を4,629万1,000円といたします。

第7条、予算第9条に定めたたな卸資産の購入限度額を707万1,000円に減額補正いたします。

3ページをお願いいたします。平成19年度赤平市水道事業会計予算実施計画書について申し上げます。収益的収入及び支出につきまして、まず収入であります。款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益491万円の減額は、主に大口業務用水道使用水量の減に伴う水道料の減収であります。

目2受託工事収益10万7,000円の増額は、給水装置工事申し込み件数の増加による増収であります。

目3その他の営業収益16万4,000円の減額は、主に材料売却収益の減収であります。

4ページをお願いいたします。次に、支出であります。款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費200万7,000円の減額は、主に工事請負費の精算によるものであります。

目2配水及び給水費176万7,000円の減額は、送配

水設備修繕費の減少によるものであります。

目3 受託工事費1万8,000円の減額は、手数料等
の減少によるものであります。

目4 総係費28万円の増額は、人事配置がえに伴う
目の移動等によるものであります。

目6 資産減耗費10万円の減額は、たな卸資産減耗
費の減少によるものであります。

目7 その他営業費用5万円の減額は、材料売却原
価の減少によるものであります。

5ページをお願いいたします。項2 営業外費用、
目1 支払利息及び企業債取扱諸費140万円の増額は、
一時借入金の利率の引き上げ等によるものでありま
す。

目2 消費税及び地方消費税1万2,000円の減額は、
給水収益等の減によるものであります。

項3 特別損失、目2 その他特別損失38万2,000円
の減額は、不納欠損金の減少によるものであります。

6ページをお願いいたします。資本的収入及び支
出につきまして、まず収入であります。款1 資本
的収入、項1 企業債、目1 企業債1,760万円の増額
は、建設改良費の増加及び利率軽減のための企業債
借りかえによるものであります。

支出であります。款1 資本的支出、項1 建設改
良費、目2 量水器設置費は、執行残により40万円の
減額であります。

目3 固定資産購入費は、1万円の減額であります。

目4 浄水施設改良費は、執行残により71万7,000
円の減額であります。

項2 企業債償還金、目1 企業債償還金887万5,000
円の増額は、繰上償還に伴う元金償還によるもので
あります。

次に、8ページをお願いいたします。平成19年度
赤平市水道事業予定貸借対照表であります。9ペ
ージの6、剰余金、(2)、利益剰余金のうち当年度
純利益は2,114万5,000円となり、利益剰余金合計
が1億5,332万2,000円となる見込みであります。

以上で赤平市水道事業会計補正予算の説明を終わ
らせていただきます。

次に、議案第91号平成19年度赤平市病院事業会計
補正予算(第4号)につきまして、提案の趣旨をご
説明申し上げます。

第1条、平成19年度赤平市病院事業会計の補正予
算(第4号)は、次に定めるところによります。

第2条、予算第2条に定めた業務の予定量を次の
とおり補正いたします。入院患者延べ数を1万2,43
5人減とし、計を5万5,277人といたします。外来患
者延べ数は2万2,310人減とし、計を10万1,398人と
いたします。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出
の予定額を次のとおり補正いたします。まず、収入
といたしまして、第1款病院事業収益の補正予定額
4億925万円を減額し、計を23億4,747万8,000円と
いたします。

支出といたしまして、第1款病院事業費用の補正
予定額5,553万円を減額し、27億3,635万1,000円と
いたします。

第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出
の予定額を次のとおり補正いたします。収入といた
しまして、第1款資本的収入の補正予定額983万円
を減額し、計を1億7,827万4,000円といたします。

支出といたしまして、第1款資本的支出の補正予
定額1,354万6,000円を減額し、計を2億5,382万5,0
00円といたします。

なお、これら資本的収入支出における不足額7,55
5万1,000円は、当年度損益勘定留保資金で補てんす
るものであります。

次に、2ページをお願いいたします。第5条、予
算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用する
ことができない経費の金額を次のとおり補正いたし
ます。職員給与費の補正予定額1,167万2,000円を減
額し、計を16億5,833万5,000円といたします。

第6条、予算第7条に定めたたな卸資産の購入限
度額を9,196万9,000円減額し、計を3億4,418万円
といたします。

次に、3ページをお願いいたします。平成19年度
赤平市病院事業会計予算実施計画について申し上げ

ます。収益的収入及び支出につきまして、まず収入であります。款1 病院事業収益、項1 医業収益、目1 入院収益2億8,731万9,000円を減額し、計を12億2,288万4,000円といたします。

目2 外来収益9,861万円を減額し、計を6億3,435万9,000円といたします。

目3 その他医業収益2,570万7,000円を減額し、計を1億6,790万3,000円といたします。これらの補正につきましては医師、看護師の退職に伴う病棟の休止及び内科の午後外来の休診等による患者の減少を勘案し、補正するものであります。

項2 医業外収益、目3 その他医業外収益の233万6,000円の増額は、職員住宅貸付収益の増加等によるものであります。

次に、4ページをお願いいたします。支出であります。款1 病院事業費用、項1 医業費用、目1 給与費777万2,000円の減額は職員の退職により基本給で5,647万1,000円の減、手当では3,325万6,000円の減、賃金では早期退職した看護師等を臨時、パート職員で再雇用することにより519万5,000円の増、報酬では整形外科及び麻酔科非常勤出張医の報酬を派遣先病院と診療委託契約を交わしたことにより委託料への振りかえなどで1,643万3,000円の減、看護師等の再雇用による嘱託職員給の増加により766万6,000円の増、法定福利費では早期退職者の増加により退職手当組合負担金精算金が増加し、8,552万7,000円を増額補正するものであります。

目2 材料費につきましては1億185万5,000円の減額であります。患者の減少及び費用の節減による減額を見込み、補正するものであります。

目3 経費につきましては、費用の節減による減額、暖房用重油の高騰による燃料費の増額、修繕費につきましては医療用CT装置のエキス線管球交換及び非常用自家発電装置バッテリー交換等の発生により2,270万6,000円を増額するものであり、委託料につきましては委託業務の廃止による減額及び非常勤嘱託医師の診療委託契約に基づく増額等により補正するものであります。

目6 研究研修費につきましては、購入図書の新減等により減額するものであります。

次に、5ページをお願いいたします。項2 医業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費2,749万5,000円の増額であります。一時借入金の利率の高騰により増額補正するものであります。

項3 特別損失、目2 過年度損益修正損並びに目3 その他特別損失につきましては、決算見込みを精査し、補正するものであります。

次に、6ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。収入の款1 資本的収入、項4 空知産炭地域基盤整備事業助成金であります。旧4 病棟改修及び人工透析室新設事業に係る事業費4分の3の補助を受けるもので、事業費の減額に伴い、補助金を減額するものであります。

支出の款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 固定資産購入費及び目2 旧4 病棟改修事業費、目3 人工透析室新設事業費につきましては、事業費確定により減額補正するものであります。

項2 長期貸付金、目1 修学資金貸付金は、貸付実績がないため減額するものであります。

次の7ページからの資金計画、8ページ、9ページの給与費明細書に関しては、説明を省略させていただきます。

次に、10ページをお願いいたします。平成19年度赤平市病院事業予定貸借対照表であります。11ページ、5、剰余金、(2)、欠損金に記載のとおり当年度の純損失は3億8,887万3,000円の見込みとなっております。

以上で赤平市病院事業会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

以上、議案第82号から第91号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(鎌田恒彰君) これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。獅畑輝明君。

○9番(獅畑輝明君) 議案第90号の水道事業会計の補正予算のところでありますけれども、5ページ

の営業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費として140万円の増額をされております。利率の高騰ということでありませけれども、何%から何%へ値上がりされて、この負担が出てきたのか。そして、今後の見込みもお願いできればと思います。

そして、同じく91号の病院事業会計の5ページにも同じ項目がございます。一時借入金利息2,749万5,000円の補正ということで、利率の引き上げがされております。この辺についても同じくパーセントの提示と今後の見通しについてお願いをしたいと思います。

○議長（鎌田恒彰君） 上下水道課長、横岡孝一君。

○上下水道課長（横岡孝一君） ただいまの水道事業におきます支払利息の関係でございますけれども、一時借入金利息につきましては、当初予算では0.8%を予定しておりましたが、実質1.9%にアップしております。今後2%台に推移していくというふうに想定をしております。

以上でございます。

○議長（鎌田恒彰君） 齊藤病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（齊藤幸英君） 続きまして、病院の一時借入金の利息についてでございますが、当初幅はございますが、0.675から1.25ということで借入を進んでしておりました。現在1.65から2.125ということで、かなりの利率が高騰しております。今後の見込みにつきましても、やはり病院の経営状況等を考慮した中では、一般の金融機関からの借入れについては高い水準の利率が課されていくものと考えております。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 獅畑輝明君。

○9番（獅畑輝明君） それぞれ当初よりも倍から倍以上の金利を支払うということでありませけれども、今後赤平の情勢がよくなると下がってこないのか、今後ずっとこのまあいって行くのかというようなことで見解があれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（鎌田恒彰君） 齊藤病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（齊藤幸英君） 実は昨日もある金融機関、借入れをしている金融機関とちょっと協議をしたところでございます。やはり現在の病院の経営状況が改善がされない限り、今後も金利の高どまりというのは続いていくというような見解を示されております。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） 宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） 19年度の赤平市の病院事業会計補正予算について、1ページですが、入院患者延べ数で1万2,435人と、これが支出のほうの病院事業費用の補正予定の5,553万円と、こういうふうになったのかどうかと、その辺のところをちょっと説明をいただければと。

○議長（鎌田恒彰君） 齊藤病院事務長。

○市立赤平総合病院事務長（齊藤幸英君） 入院患者の減が歳出の削減につながったかという趣旨でございますか。まず、入院患者が減るとすることは、主に診療材料費でございますが、薬品あるいは手術等に使う材料等を含めた、そういったものはやはり患者が減ることによって歳出も減ってくるということで連動はしております。

以上です。

○議長（鎌田恒彰君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第82号、第83号、第84号、第85号、第86号、第87号、第88号、第89号、第90号、第91号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号、第83号、第84号、第85号、第86号、第87号、第88号、第89号、第90号、第91号

については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第82号、第83号、第84号、第85号、第86号、第87号、第88号、第89号、第90号、第91号について一括採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第27 議案第92号平成20年度赤平市一般会計予算、日程第28 議案第93号平成20年度赤平市国民健康保険特別会計予算、日程第29 議案第94号平成20年度赤平市老人保健特別会計予算、日程第30 議案第95号平成20年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算、日程第31 議案第96号平成20年度赤平市土地造成事業特別会計予算、日程第32 議案第97号平成20年度赤平市下水道事業特別会計予算、日程第33 議案第98号平成20年度赤平市霊園特別会計予算、日程第34 議案第99号平成20年度赤平市用地取得特別会計予算、日程第35 議案第100号平成20年度赤平市介護サービス事業特別会計予算、日程第36 議案第101号平成20年度赤平市介護保険特別会計予算、日程第37 議案第102号平成20年度赤平市水道事業会計予算、日程第38 議案第103号平成20年度赤平市病院事業会計予算を一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。高尾市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 平成20年度の一般会計、各特別会計及び企業会計予算の提案に当たり、予算編成の大綱につきましてご説明申し上げます。

す。

当市では、平成18年度からあかびらスクラムプランに基づく新たな行財政改革をスタートしたところでありますが、そのやさきに産炭地基金問題の影響を受け、昨年3月には赤平市財政健全化計画を策定し、さまざまな改革に取り組んできたところであり、その後昨年6月に入り、財政破綻を未然に防止するという観点から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が成立し、平成20年度決算から新たな財政指標が適用されることとなり、特に当市といたしましては連結実質赤字比率が基準を大きく上回っているため、今般さらなる改革を盛り込んだ赤平市財政健全化計画改訂版を策定したところでございます。

本計画の主な内容は、病院事業の経営改革に取り組むほか、一般職員の給与につきまして平均30%の削減、議員報酬につきましても22%の削減、また特別職給与につきましても市長50%、副市長40%、教育長32%の削減など人件費を大幅に減額いたしております。さらに、職員数につきましても昨年3月に策定いたしました健全化計画の中で普通会計職員数を平成25年度までに155名体制にする目標を進めてまいりましたが、予想を超える早期退職者の発生により既に19年度末をもって計画を下回る人数となり、これら職員数の減少とときに申し述べました職員給与費の削減効果を一般会計ベースで平成20年度と前年度当初を比較いたしますと、7億円に近い大幅な削減幅となっているところでございます。

一方、市民の皆様には、以前までの計画に沿って既にさまざまなご負担をお願いしているところでございますが、平成20年度においても引き続き軽自動車税の税率の見直しや水道使用料等の改正、さらには公共施設の統廃合について市民のご理解を賜りながら実施してまいりたいと考えております。20年度の予算執行に当たりましては市民や議会、職員が痛みを伴い、懸命に努力してきたことを決して無にすることなく、正念場となるこの1年を乗り越えるため強い決意で臨んでまいりますので、市民並びに議

員各位のご理解と絶大なるご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、平成20年度の一般会計予算規模についてありますが、骨格予算であった19年度当初予算と比べて4.0%の減となりました。なお、今年度は公債費負担軽減対策として昨年度に引き続き高金利の地方債の借りかえを実施することから、公的資金借換債を除いた場合には対前年度比で6.0%の減となりました。

歳入の市税につきましては、北海道経済の低迷と同様に当市企業への影響も大きく、法人市民税が前年度比18.7%の減少となったものの、軽自動車税の税率改正等を含め、市税総額としては対前年度比0.6%の微増となりました。地方交付税につきましては、普通交付税について地方再生対策費分として5,000万円を計上いたしましたが、反面公債費等の算入額が減少することから、交付税総額では2.2%の減となったところでございます。

一方、歳出であります。先ほど来申し上げておりますとおり人件費につきましては、対前年度比で約6億9,000万円の減、率にして40.8%の大幅な削減となったところであります。また、公共施設の統廃合につきましては、文化会館やスポーツセンターなどを20年度中に休止する方向で、利用者の方々に対し、十分に周知を図りながら、ご理解を得てまいりたいと存じます。なお、総合体育館のサブアリーナを改修し、柔道や空手など多目的に利用できるよう整備を進めてまいります。普通建設事業につきましては、再生団体入りを回避するため大幅な事業縮減となりましたが、緊急性を要する事業のみを計上し、空知産炭地域総合発展基金を充当するなど一般財源の投入を最大限抑えるよう努めました。

続きまして、さきに配付いたしました平成20年度の各会計の予算規模について申し上げます。一般会計は82億9,040万1,000円、国民健康保険特別会計は32億1,942万円、老人保健特別会計は2億5,290万1,000円、医療制度改革により今回新たに後期高齢者医療特別会計が加わり、2億3,181万1,000円、土地

造成事業特別会計は6,733万4,000円、下水道事業特別会計は13億344万5,000円、霊園特別会計は584万4,000円、用地取得特別会計は1億8,217万2,000円、介護サービス事業特別会計は2億3,534万2,000円、介護保険特別会計は11億7,395万6,000円でございます。また、公営企業会計につきましては、歳出ベースで水道事業会計は4億2,686万1,000円、病院事業会計は23億6,727万1,000円となっております。全会計の予算総額は177億5,675万8,000円であります。各会計の伸び率は、一般会計につきましては先ほど申し上げましたとおり前年度当初と比較して4.0%の減となり、全会計の合計では9.3%の減となっております。

以上、各会計予算の概要につきまして申し上げます。以下、予算書の説明につきましては、財政課長をして当たらせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 伊藤財政課長。

○地域対策課長兼財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕平成20年度各会計予算及び予算説明書によりまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

最初に、3ページをお願いいたします。議案第92号平成20年度赤平市一般会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82億9,040万1,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によります。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によります。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は30億円と定めま
す。

次に、8ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為につきましては、中小企業振興資金貸付金に係る損失補償ほか1件で、期間、限度額につきましては、記載のとおりであります。

次に、9ページをお願いいたします。第3表、地方債につきましては、地方公営企業等金融機構出資事業ほか6件で、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

次に、事項別明細書により主な内容についてご説明申し上げます。14ページをお願いいたします。まず、歳入であります。款1市税、項1市民税、目2法人、節1現年課税分として5,656万4,000円につきましては、長引く景気低迷の影響により前年度当初比マイナス18.7%で計上しております。

次に、15ページをお願いいたします。同じく項3軽自動車税、目1軽自動車税、節1現年課税分として2,392万1,000円につきましては、税率を標準税率の1.2倍から1.5倍に引き上げることにより、対前年度と比較して531万2,000円の増となったものであります。

次に、21ページをお願いいたします。款8地方特例交付金、項1地方特例交付金として1,024万3,000円につきましては、個人住民税における住宅ローン控除の実施に伴い、その減収を補てんするため法改正が行われたことから、前年度比492万3,000円の増収を計上するものであります。

次に、22ページをお願いいたします。款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税につきましては、そのうち普通交付税として地方再生対策費分として5,000万円を見込むものの、公債費や事業費補正分の算入が減少するため、地方交付税総額では前年度当初予算比で2.2%の減となったところであります。

次に、24ページをお願いいたします。款12使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料、節3行

政財産使用料の54万6,000円につきましては、従来計上していた勤労青少年ホーム使用料や産業研修ホール使用料の内容が行政財産の目的外使用となることから、今年度より本科目において一括して計上することに改めたものであります。

同じく目2民生使用料、節1ふれあいホール使用料の30万3,000円につきましては、前年度比287万7,000円の減であります。浴場の閉鎖に伴う減収であります。

次に、27ページをお願いいたします。款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金につきましては、総額7億8,041万1,000円で、対前年度比1億4,765万円の減であります。主に節9生活保護費国庫負担金の影響でありまして、後ほど歳出の中でご説明させていただきます。

次に、30ページをお願いいたします。款14道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金、節1社会福祉費道負担金の後期高齢者医療保険基盤安定費の3,090万8,000円につきましては、制度改正に伴い、保険料の軽減分を道が4分の3、市が4分の1を負担し、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り出すものであります。

次に、36ページをお願いいたします。款17繰入金、項1特別会計繰入金につきましては、総額5,233万7,000円ではありますが、財政再生団体回避のため霊園管理基金並びに愛真ホーム運営管理基金を一般会計で長期運用するものであります。

37ページをお願いいたします。同じく項2基金繰入金ではありますが、まちづくり・人づくり基金等の特定目的基金につきましては、各基金条例に基づく通常の取り崩しのほか、再生団体回避のための措置として長期運用するものであります。

39ページをお願いいたします。款19諸収入、項3貸付金元利収入、目5株式会社赤平花卉園芸振興公社運転資金貸付金収入として5億2,552万5,000円につきましては、現在一般公募を含め、民間譲渡先を検討中であり、当初予算では貸付金全額を収入予定として計上したところであります。平成20年度中

に償還額が確定次第補正措置してまいりたいと考えております。

次に、40ページをお願いいたします。同じく項4受託事業収入につきまして医療制度改革に伴い、後期高齢者医療広域連合受託事業収入で45万2,000円を計上し、その他昨年度まで雑入で計上していた緑資源機構造林費収入を受託事業収入として改めて計上したものであります。

次に、41ページをお願いいたします。同じく項5雑入、目1空知産炭地域総合発展基金助成金収入、節1空知産炭地域基盤整備事業助成金収入として7,821万2,000円についてであります。学校給食センター施設整備事業や総合体育館大規模改修事業の財源として充当するものであります。

同じく目2雑入、次の42ページの節12ニトリ北海道応援基金事業助成金収入の185万4,000円につきましては、土木費の基線植栽事業として充当するものであります。

次に、43ページをお願いいたします。款20市債、項1市債、目6公的資金借換債として1億7,150万円につきましては、公債費負担軽減対策として平成19年度に引き続き公的資金の借りかえを行い、高金利地方債の公債費負担の軽減を図るものであります。

次に、歳出であります。48ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目2庁舎管理費として総額2,951万3,000円、前年度比で56万9,000円の増であります。主に燃料費高騰の影響によるものであります。

次に、50ページをお願いいたします。同じく目3電算管理費として総額2,490万3,000円、前年度比17万5,000円の増であります。地方自治体のコンピューターネットワークを相互接続した広域ネットワークであるL G W A Nサービス提供装置の更新に要する経費等を計上するものであります。

同じく目5財政管理費として6億8,532万8,000円ではありますが、花卉園芸振興公社に対する貸付金償還額が確定していないことや緊急を要する経費を確保するため、財政調整基金積立金として6億8,161

万1,000円を計上するものであります。

次に、52ページをお願いいたします。同じく目7財産管理費として前年度比で1,740万円の増額であります。平成18年度の産炭地基金からの借り入れの一括償還財源として青少年基金等の特定目的基金を繰りかえ運用したことから、各基金に対する計画的な積戻額及び20年度運用分の利子相当額を計上するものであります。

58ページをお願いいたします。同じく目14地方振興費として前年度比100万6,000円の減額であります。主にY A M Aの唄炭坑節全国大会補助金の廃止等によるものであります。

次に、66ページをお願いいたします。項4選挙費、目2農業委員会委員選挙費として142万3,000円につきましては、改選期により計上するものであります。

次に、72ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節28繰出金の国民健康保険特別会計の3億8,072万8,000円につきましては、累積赤字解消分として1億5,000万円を含むものであります。

次に、74ページをお願いいたします。同じく目2障害者福祉費、節15工事請負費の80万円につきましては、人工肛門や人工膀胱保有者のため交流センターみらいの2階にオストメイト対応トイレ設置に要する経費を計上するものであります。

次に、76ページをお願いいたします。同じく目3老人福祉費として前年度比2億2,412万2,000円の減額であります。主に老人保健特別会計に対する繰出金の減少によるものであります。

次に、78ページをお願いいたします。同じく目4後期高齢者医療費として2億7,064万1,000円ではありますが、国の医療制度改革に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合に対する負担金や新設する後期高齢者医療特別会計に対する繰出金等を計上するものであります。

次に、84ページをお願いいたします。項2児童福祉費、目3保育所費として前年度比1,016万円の減額であります。前年度実績によって賃金等を減額

するものであります。

次に、86ページをお願いいたします。同じく目4 児童館費として前年度比で70万9,000円の減額であります。赤平、住友両児童館の統合に伴い、賃金を減額するものであります。

次に、90ページをお願いいたします。項3 生活保護費、目2 扶助費として前年度比で1億8,860万8,000円の減額であります。これまで年度末における医療扶助の診療報酬等を確保してきたところですが、19年度末の留保資金が約1億5,000万円となることから、平成20年度で留保資金の精算を行うこととし、国庫負担金についても減額して計上するものであります。

次に、94ページをお願いいたします。款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費、節13 委託料の休日夜間診療として1,885万1,000円ではありますが、これまでの医師に対する謝礼としての報償費を市立赤平総合病院への委託に組み替えるものであります。

次に、96ページをお願いいたします。同じく目2 生活習慣病予防費として前年度比519万3,000円の減額であります。国の医療構造改革における生活習慣病対策として医療保険者に特定健診の実施が義務づけられたことから、従来基本健康診査や短期人間ドックに要した経費が減額となったものであります。

同じく目3 感染症予防費として前年度比251万9,000円の増額であります。結核予防法の廃止に伴い、BCG関連経費を移行したものであります。

次に、98ページをお願いいたします。同じく目7 住友地区共同浴場費として前年度比364万3,000円の増額であります。主に燃料費の高騰によるものであります。

次に、108ページをお願いいたします。款6 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費として前年度比4,249万5,000円の減額であります。前年度の国営音江山地区土地改良事業の繰上償還分が主なものであります。

次に、110ページをお願いいたします。同じく目7 基幹水利施設管理費として前年度比1,044万1,000

円の増額であります。主に113ページ上段の節13 委託料の中央監視設備更新として1,700万円を計上したことによるものであります。

次に、118ページをお願いいたします。款7 商工費、項1 商工費、目1 商工業振興費として前年度比1億1,792万9,000円の増額であります。前年度に花卉園芸振興公社貸付金として1億2,000万円を増額補正したことによるものであります。

次に、120ページをお願いいたします。同じく目2 エルム高原施設費として前年度比1,002万3,000円の減額であります。施設整備工事の減と株式会社赤平振興公社に対する委託料の減額によるものであります。なお、あかびら火まつり補助金の廃止により観光費を廃目とし、企業開発費につきましては商工業振興費に移行し、廃目としたものであります。

次に、124ページをお願いいたします。款8 土木費、項2 道路橋りょう費、目2 道路維持費、節15 工事請負費の基線植栽工事として365万5,000円を計上するものであります。工事内容は、ニトリ北海道応援基金を活用し、エゾヤマザクラ160本の植栽工事を行うものであります。

次に、126ページをお願いいたします。同じく目3 除雪対策費として前年度比4,361万5,000円の増額であります。主に節18 備品購入費として4,188万円を計上し、10トン除雪専用トラックを購入するものであります。

次に、128ページをお願いいたします。同じく目4 道路新設改良費、節15 工事請負費として福住平岸線改良舗装工事2,862万円を計上するものであります。

次に、132ページをお願いいたします。同じく項4 都市計画費、目1 都市計画総務費、節15 工事請負費として840万円ではありますが、赤平駅前広場のバス待合所設置等に要する経費を計上するものであります。

次に、138ページをお願いいたします。同じく項5 住宅費、目2 地域住宅建設費、節15 工事請負費として4,440万円ではありますが、改良住宅東雲団地5

棟32戸の除却工事や公営住宅新町団地水洗化に要する経費を計上するものであります。

次に、140ページをお願いいたします。款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、143ページの節18備品購入費の機械器具費として60万円であります。消防用無線機2台の購入に要する経費を含めて計上するものであります。

次に、146ページをお願いいたします。同じく目3消防施設費として4,593万1,000円の減額であります。19年度は小型動力ポンプつき水槽車を購入したことによるものであります。

次に、148ページをお願いいたします。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費で前年度比111万1,000円の増額であります。職員の退職に伴い、主にスクールバス運転等業務員の賃金に要する経費が増加したことによるものであります。

次に、152ページをお願いいたします。同じく項2幼稚園費、目1幼稚園費として前年度比116万8,000円の増額であります。主に教諭や業務員等の臨時職員の賃金に要する経費が増加したことによるものであります。

次に、156ページをお願いいたします。同じく項3小学校費、目1学校管理費、159ページの節14使用料及び賃借料として150万円、さらに160ページの項4中学校費、目1学校管理費、節14使用料及び賃借料として72万円あります。それぞれ自動体外式除細動器AEDの借り上げに要する経費を含めて計上するものであります。

次に、168ページをお願いいたします。同じく項5社会教育費、目5図書館費として74万3,000円の増額であります。主に職員の退職に伴い、事務補助員を新たに雇用するものであります。

次に、170ページをお願いいたします。同じく目6文化会館費であります。前年度比227万3,000円の減額であります。7月以降の休館を予定するものであります。

次に、172ページをお願いいたします。同じく項6保健体育費、目2学校給食センター費、175ペー

ジの節15工事請負費の3,000万円につきましては、蒸気配管、温水配管、給水配管等の改修に要する経費を計上するものであります。

次に、176ページをお願いいたします。同じく目4総合体育館費、179ページの節15工事請負費として2,885万6,000円あります。ボイラー整備やサブアリーナ床改修に要する経費を計上するものであります。

次に、180ページをお願いいたします。スカイスポーツ振興センター費につきましては、平成19年度をもって休止するため廃目とするものであります。

次に、182ページをお願いいたします。款11公債費、項1公債費、目1元金として9億7,655万5,000円あります。公的資金借換債として1億7,150万円を含むものであります。

次に、184ページをお願いいたします。款12諸支出金、項1公営企業費、目2病院公営企業費として4億8,666万8,000円あります。負担金のうち不良債務解消分として1億5,000万円を含むものであります。

次に、186ページをお願いいたします。款13職員給与費、項1職員給与費として総額9億2,859万3,000円あります。一般職給与平均30%削減や特別職給与の削減並びに職員数の大幅な減少によって、前年度比6億7,798万4,000円の削減となったところであります。

以上で一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、201ページをお願いいたします。議案第93号平成20年度赤平市国民健康保険特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32億1,942万円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は20億円と定めま
す。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたします。

次に、事項別明細書により主な内容についてご説明申し上げます。206ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目2退職被保険者等国民健康保険税であります。制度改正により前期高齢者の方々が一般被保険者に移行することから、前年度より1億3,100万9,000円の減額となったところであります。

208ページをお願いいたします。款3療養給付費交付金、項1療養給付費交付金の2億2,614万4,000円ありますが、同じく制度改正により前期高齢者が一般被保険者に移行することから、前年度比5億1,170万3,000円の減額となり、新たに款4前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金として5億3,980万7,000円を計上するものであります。

次に、219ページをお願いいたします。歳出であります。款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費として13億6,357万6,000円ありますが、先ほどご説明申し上げたとおり制度改正によるもので、前年度比4億9,362万7,000円を増額し、目2退職被保険者等療養給付費を前年度比4億6,005万2,000円を減額し、2億2,333万7,000円を計上するものであります。

次に、225ページをお願いいたします。款3後期高齢者支援金等費、項1後期高齢者支援金等費として、総額1億6,810万円についてであります。227ページの款5老人保健拠出金、項1老人保健拠出金の間との移行によるものであります。

次に、231ページをお願いいたします。款8保健

事業費、項1特定健康診査等事業費の609万8,000円ありますが、医療制度改革により医療保険者に生活習慣病対策のための健診や保健指導の実施が義務づけられたことから、特定健診や特定保健指導に係る委託料等を計上するものであります。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、245ページをお願いいたします。議案第94号平成20年度赤平市老人保健特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,290万1,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定めま
す。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。250ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1医療費交付金について前年度より13億1,456万3,000円の大幅な減額となっております。医療制度改革により255ページの歳出の款2医療諸費、項1医療諸費、目1医療給付費の前年度比24億6,500万円の減額とあわせて北海道後期高齢者医療広域連合へ移行するものであります。

次に、251ページをお願いいたします。款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として前年度比2億1,815万9,000円の減額につきましては、一般会計から医療給付費負担金として北海道後期高齢者医療広域連合へ支払うこととなったためであります。

なお、歳出につきましては、歳入の中でご説明申し上げたとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で老人保健特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、264ページをお願いいたします。議案第95号平成20年度赤平市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、医療制度改正により本年度から新たに設けた会計であります。提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,181万1,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定めます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。267ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料として1億7,638万円ありますが、特別徴収保険料並びに普通徴収保険料を計上するものであります。

同じく款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金の5,542万8,000円につきましては、保険基盤安定繰入金として道4分の3、市4分の1の負担とあわせて一般会計から繰り入れるものであり、事務費繰入金につきましては北海道後期高齢者医療広域連合と市の負担によって同じく一般会計から繰り入れるものであります。

次に、270ページをお願いいたします。歳出であります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の751万2,000円につきましては、主に職員給与費1名分を計上するものであります。

次に、272ページをお願いいたします。款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金として2億2,369万円を計上するものであります。

以上で後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、280ページをお願いいたします。議案第96号平成20年度赤平市土地造成事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,733万4,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めます。

次に、事項別明細書にてご説明申し上げます。283ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入であります。福栄団地2区画の分譲収入として690万2,000円を見込むものであります。

次に、284ページをお願いいたします。款2繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として6,042万1,000円を計上するものであります。

次に、286ページをお願いいたします。歳出でございます。款2公債費、項1公債費として6,682万5,000円ありますが、旧北炭赤間四区の跡地取得に要した地方債の償還金を計上するものであります。

以上で土地造成事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、292ページをお願いいたします。議案第97号平成20年度赤平市下水道事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億344万5,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分

ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によります。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によります。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は8億円と定めま

す。295ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為であります。水洗便所等改造資金融資あつせんに係る債務保証であります。期間、限度額につきましては、記載のとおりであります。

296ページをお願いします。第3表、地方債であります。下水道整備事業であります。限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。299ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料であります。使用予定量の減を見込み、前年度比364万円を減収するものであります。

次に、300ページをお願いいたします。款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、主に資本費平準化債の増額により減額となつたところであります。

次に、301ページをお願いいたします。款7市債、項1市債、目2公的資金借換債によって利子負担の軽減を図るため6億2,210万円を計上するものであります。

次に、302ページをお願いいたします。歳出であります。款1下水道事業費、項1下水道事業費、目2公共下水道事業費であります。305ページをお願いいたします。節15工事請負費として2,905万円であります。茂尻処理分区の公共下水道管渠新

設工事を行うものであります。

次に、308ページをお願いいたします。款2公債費、項1公債費、目1元金として10億1,011万6,000円であります。公的資金借換債として6億2,210万円の繰上償還金を含むものであります。

以上で下水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、318ページをお願いいたします。議案第98号平成20年度赤平市霊園特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の霊園特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ584万4,000円と定めま

す。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。321ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1使用料及び手数料、項1使用料、同じく下段の項2手数料であります。過去の実績を勘案して計上するものであります。

次に、歳出であります。326ページをお願いいたします。赤平霊園第2期整備のため平成9年度に起こした地方債の償還が平成19年度をもって終了したことから、公債費は廃款とするものであります。

以上で霊園特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、329ページをお願いいたします。議案第99号平成20年度赤平市用地取得特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の用地取得特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,217万2,000円と定めま

す。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。332ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金として1億8,217万1,000円を計上するものであります。

次に、333ページをお願いします。歳出であります。款2公債費、項1公債費として総額1億7,954万1,000円を計上するものであります。

以上で用地取得特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、337ページをお願いいたします。議案第100号平成20年度赤平市介護サービス事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,534万2,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。344ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款3繰入金、項2基金繰入金、目1愛真ホーム管理運営基金繰入金の5,000万円につきましては、一般会計運用金として繰り出すため繰り入れるものであります。

次に、345ページをお願いします。歳出であります。款1総務費、項1愛真ホーム施設管理費、目1一般管理費の348ページをお願いします。節28繰出金の5,000万円であります。歳入でもご説明したとおり基金を一時的に一般会計へ繰り出し、運用金として充当するものであります。

以上で介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、361ページをお願いします。議案第101

号平成20年度赤平市介護保険特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成20年度赤平市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億7,395万6,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円と定めます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用といたします。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。366ページをお願いいたします。最初に、歳入であります。款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者介護保険料として前年度とほぼ同額の1億7,264万3,000円を計上するものであります。

次に、369ページをお願いします。款5繰入金、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金として1,978万2,000円を計上するものであります。

次に、375ページをお願いします。歳出であります。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費として前年度比2,812万円の増額となっております。

同じく目2地域密着型介護サービス給付費として前年度比4,352万円の増額となっております。

377ページをお願いします。同じく項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費として前年度比3,651万5,000円の増額となっております。

381ページをお願いします。款4地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目1包括

的支援事業費の前年度比2,071万2,000円の減額につきましては、職員の人件費を385ページ、款8職員給与費、項1職員給与費に一括計上したものであります。

以上で介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第102号平成20年度赤平市水道事業会計予算の予算書につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

最初に、1ページをお願いいたします。第1条、平成20年度赤平市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。給水戸数6,269戸、年間総配水量156万立方メートル、1日平均配水量4,274立方メートルでございます。主要な建設改良は、記載のとおりでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入であります。第1款水道事業収益は3億5,466万4,000円でございます。

次に、支出であります。第1款水道事業費用は2億8,547万4,000円でございます。

次に、2ページをお願いいたします。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。資本的収入が資本的支出額に対しまして不足する額5,741万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。収入であります。第1款資本的収入は8,397万円であります。

次に、支出であります。第1款資本的支出は1億4,138万7,000円であります。

第5条、企業債の限度額を5,840万円とし、起債の目的、方法、利率、償還方法につきましては、記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金の限度額を4億円と定めます。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費2,974万3,000円であります。

第8条、企業債元金及び利息等支払いのため、一

般会計からこの会計へ補助を受ける金額は4,070万1,000円であります。

第9条、たな卸資産の購入限度額は782万9,000円と定めます。

3ページをお願いいたします。平成20年度予算実施計画であります。収益的収入及び支出であります。まず収入といたしまして、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は3億2,942万9,000円であります。

次に、4ページをお願いいたします。支出といたしましては、款1水道事業費用、項1営業費用は2億3,681万2,000円であります。

次に、7ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。収入といたしまして、款1資本的収入、項1企業債、目1企業債は5,840万円あります。

次に、8ページをお願いいたします。支出といたしまして、款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水施設改良費は3,000万円でございます。美晴送水管布設がえ工事等を行うものであります。

次に、9ページから13ページまでの資金計画と給与明細につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、14ページをお願いいたします。平成20年度予定貸借対照表ですが、15ページをお願いいたします。6、剰余金、(2)、利益剰余金のうち当年度純利益は6,919万円あります。

以上で平成20年度赤平市水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第103号平成20年度赤平市病院事業会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第1条、平成20年度赤平市病院事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。病床数は220床、患者数は入院患者延べ数を5万3,290人、1日平均146人、外来患者延べ数を9万

3,696人、1日平均384人を見込んでおります。主な建設改良は、医療機器整備であります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。収入につきましては第1款病院事業収益を23億1,920万円とし、支出は第1款病院事業費用で22億2,905万1,000円といたします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,927万7,000円は当年度分損益勘定留保資金で補てんするものといたします。収入につきましては、第1款資本的収入を9,894万3,000円とし、支出を1億3,822万円といたします。

第5条、一時借入金の限度額は、35億円と定めます。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めたものですが、職員給与費で12億3,780万8,000円、交際費で10万円といたします。

第7条、たな卸資産の購入限度額は3億4,892万8,000円と定めます。

次に、3ページをお願いいたします。平成20年度赤平市病院事業会計予算実施計画について申し上げます。収益的収入及び支出であります。収入は款1病院事業収益、項1医業収益、目1入院収益で12億1,388万4,000円とし、目2外来収益で6億2,005万4,000円といたします。

目3その他医業収益として1億9,077万1,000円ありますが、そのうち一般会計負担金として1億78万5,000円を予定しております。

項2医業外収益、目2他会計負担金1億2,997万3,000円につきましては、一般会計からの負担を予定しております。

次に、4ページをお願いいたします。項3特別利益、目2その他特別利益1億5,000万円につきましては、不良債務解消のため一般会計からの負担を予定しております。

次に、5ページをお願いいたします。支出につきましては、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費12億3,780万8,000円、目2材料費3億8,131

万6,000円の内容につきましては、備考欄に記載のとおりであります。

次に、6ページをお願いいたします。目3経費3億6,260万3,000円、目4減価償却費1億669万6,000円、目5資産減耗費60万1,000円、目6研究研修費41万2,000円の内容につきましても備考欄に記載のとおりであります。

次に、7ページをお願いいたします。項2医業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費1億2,373万8,000円の内容につきましても備考欄に記載のとおりであります。

8ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。収入の款1資本的収入、項1他会計負担金、目1他会計負担金9,881万円につきましては、一般会計からの負担金を見込んでおります。

9ページをお願いいたします。支出では、款1資本的支出、項3企業債償還金を1億3,707万8,000円とします。

10ページの資金計画、11ページから18ページの給与費の明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

19ページをお願いいたします。平成20年度赤平市病院事業予定貸借対照表ですが、20ページ、5、剰余金、(2)、欠損金に記載のとおり当年度純利益は9,014万9,000円の予定となったところであります。

以上、議案第92号から議案第103号まで一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田恒彰君） 日程第39 報告第7号赤平市土地開発公社の経営状況についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。浅水副市長。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（鎌田恒彰君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第7号については、報告済みといたします。

○議長(鎌田恒彰君) 日程第40 報告第8号平成19年度定期監査及び財政的援助団体監査報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。小椋監査委員。

(「説明省略」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第8号については、報告済みといたします。

○議長(鎌田恒彰君) お諮りいたします。

委員会審査及び議案調査日のため、あす7日から11日まで5日間休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(鎌田恒彰君) ご異議なしと認めます。

よって、あす7日から11日までの5日間、休会することに決しました。

○議長(鎌田恒彰君) 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(午後 3時05分 散会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)